

2024(令和6)年度

名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

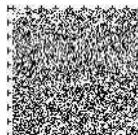
活動報告書



マスコットキャラクター「なごん」

名古屋市子どもの権利擁護委員

2025(令和7)年7月



この活動報告書は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下、「擁護委員条例」という。）

第19条に基づき、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」という。）の2024

（令和6）年度の活動について報告するものです。



はじめに

「子どもの権利擁護委員を引き受けてももらえないか」。こう連絡を受けたのは、今から5年前のことです。臨床心理学的な対人支援を専門としていた私は、その時点で権利に基づく支援が実際にどういうものか、正直なところよく分かっていませんでした。ただ、相談者が大人であれ子どもであれ、彼らを中心とした支援を行ってきたという自負はありました。しばらく悩んだ挙句、これも一つの縁と受け止め、私はこの仕事を引き受けることにしました。

あれから早くも5年が経ちます。この間、多くの子どもたちと出会い、彼らの相談に対応する中で、「子どもの権利アプローチ」とは何かを自分なりに考えてきました。その中で当時の自分の考えが間違っていた点や、新たに気付かされた点があったと感じています。私が間違っていたのは、権利に基づく支援の本質についてです。今でも明確な答えが出ているわけではありませんが、それまでの私は、子どもの言葉に耳を傾け、心の内面を理解しようとしつつも、問題の原因を子ども自身に帰属させてしまっていたり、自己決定という名のもとに問題の解決を背負わせてしまったりしていたように思います。「子どもの権利アプローチ」で求められるのは、子どもの視点に立ちながら、困ったことや問題解決に向けて、“子どもといっしょに考えていく”こと。これは一見シンプルにみえますが、実践するのは簡単ではないと感じます。無意識のうちに、大人の考える“正解”へと導いてしまう誘惑にかられるからです。一方で、子どもの言う通りに進めることができ最善と限らない場合もあります。子どもが求めるままにこちらが動くことが適切でないと感じられる場合には、背景を理解しつつも、適切でないと思われる理由や、起りきり得る結果について一緒に考えてもらうようにしています。根気のいる作業ではありますが、そうした対話を重ねる中で、少しずつ子どもにとっての最善の利益に近づいていくように思います。

一方、新たに気付かされた点は、声をあげられない子どもの多さです。たとえば、「毎日が忙しい」と訴える子どもがいます。学校、部活、宿題、塾、習いごと——どう見ても本当に忙しそうです。「その気持ちを親に伝えられないの？」と聞くと、「親は私のためにやらせてくれている。だから申し訳なくて言えない」と答えました。親を思いやる、優しい気持ちを持った子どもです。しかし同時に、必要以上に遠慮し、我慢を重ねているようにも感じられました。他にも学校の先生の言葉に傷つく子どもがいます。一旦は先生に勇気を出して自分の気持ちを伝えようとはしましたが、「内申点に響くのが怖い」と自分の思いにふたをしてしまいました。大人が「子どものため」と思っていることでも、子ども自身はそう感じていないことがあります。大人の何気ない無遠慮な言葉が、時に子どもにプレッシャーを与え、時に子どもの心を傷つけてしまっている事実に、大人たちは気づく必要があります。

さて、この5年間で子どもを取り巻く社会状況は大きく変化しました。2023(令和5)年4月にはこども基本法が施行され、「こどもまんなか社会」の実現を掲げてこども家庭庁が発足しました。これまでの子ども政策との大きな違いは、子どもを「保護の対象」から「権利の主体」として位置づけた点にあります。国連子どもの権利条約第12条にも「児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」が明記されています。わが国でもようやく「子どもの意見表明権」に注目が集まりつつあると感じています。しかし、実際の社会に目を向けると、子どもを「権利の主体」として尊重し、その意見表明を十分に保障しているとは言い難い現状があります。ただ私自身に「子どもの権利」に対する考え方の変遷や新しい気付きがあったように、良い仕組みやきっかけがあれば、社会もきっと良い

方向に変わっていくと信じています。そして「なごもっか」がそのきっかけの一つとなればと考えています。「なごもっか」が開設して5年、人の成長に例えるなら、思春期から青年期に差し掛かった頃、自分にできることを模索する時期にきているように思います。活動報告書には、相談件数だけでなく、年度ごとに感じた課題が記されています。継続的な取り組みもあれば、新たに着手した取り組みもあります。「なごもっか」の日々の働きや新しいチャレンジを、活動報告書から感じて頂けたらと思います。

子どもの権利を具体的に実現するために、「なごもっか」に何ができるかを模索していきたいと思います。子どもの権利擁護委員・調査相談員一同、これからも力を尽くしてまいります。

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 吉住隆弘

目次

はじめに	代表委員 吉住隆弘
I 子どもの権利擁護委員制度 1
II なごや子どもの権利条例 10
III 相談・調査・調整等の状況 12
私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立て／私立学校における懲戒手続に関する発意／学校教育における外国につながる子どもの権利保障についての発意	
IV 相談から見えてきた課題 24
教員による不適切と思われる対応／障害のある子どもの学校における権利保障／子どもの権利が守られる教員配置・教員の働き方／子どもの声を聴く難しさ	
V 広報・啓発活動 34
VI シンポジウム・研修 51
VII 相談員から子どものみなさんへ 54
VIII 子どもの権利擁護委員による座談会 64
IX 資料編 76
・「なごもっか」の沿革 ・なごや子どもの権利条例 ・名古屋市子どもの権利擁護委員条例 ・名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則	

I 子どもの権利擁護委員制度

I 子どもの権利条約と子どもの権利擁護機関

1989(平成元)年、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)が採択され、日本は1994(平成6)年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもが幸せに生きるために世界共通の基準で、子どもは保護の客体であるだけではなく、大人と別の人格を持つ独立した権利の主体であることを明確に示しました。子どもの権利条約における子どもは、「未来を生きる存在」だけではなく「今を生きる存在」であり、社会の構成員として参加する存在とされています。

国連子どもの権利委員会は、子どもの権利を保障していくために特に大切な4つの一般原則を明らかにしています。差別の禁止(第2条)、子どもの最善の利益の保障(第3条)、生命・生存・発達の権利の保障(第6条)、そして子どもの意見表明権の保障(第12条)です(一般的意見5号)。大人は、その子どもに関わることすべてにおいて、「子どもの最善の利益」(子どもにとって一番良いこと)は何かを第一に考えることが必要であり、それは、大人が勝手に考える最善の利益であってはならないものです。子どもは権利の主体であるため、子どもの意見を聞き、それを尊重しつつ、子どもとともに最善の利益を考えることが重要です。

子どもが自らの権利行使するためには、国・社会・大人の支えが必要です。子どもの権利条約があるだけで、子どもの権利が守られるわけではありません。そこで、国連子どもの権利委員会は、子どもの権利擁護機関(子どもオンブズパーソン、子どもの権利擁護委員、子どもの権利救済機関などといいます)を作ることが必要だと指摘をしています(一般的意見2号)。

子どもの権利擁護機関のあり方については、日本の「第4回・第5回統合定期報告書」に対し、国連子どもの権利委員会から次のような指摘もあわせてなされています(2019(平成31)年3月5日 日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見パラグラフ12)。

地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しつつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的な機関を含んだ、人権を監視するための独立した機関を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則(パリ原則)の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」より引用

子どもの権利擁護機関は、行政から独立した立場で、子どもの権利が守られているか監視する役割を果たすために、公的第三者機関として独立性が確保されていることが重要です。日本型の子どもの権利擁護機関の多くは、個別の相談を受け、子どもの権利の回復のために調整活動を行うとともに、申立てを受けて調査を行い、必要があれば制度改善の勧告等を行う権限を持っています。また、子どもからの相談等を通じて、子どもの権利が侵害されていないかモニタリングし、申立てがなくとも調査を開始し、制度改善の勧告等をする機能（自己発意）や子どもの権利について周知する機能なども有しています。

2 国内の子どもの権利擁護委員制度の歴史

日本で初めての子どもの権利擁護機関は、1999（平成11）年に設置された兵庫県の「川西市子どもの人権オブズパーソン」です。日本が子どもの権利条約を批准した1994（平成6）年は、西尾市立中学2年生の男子生徒がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめの問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていた頃でした。そのような中、いち早く川西市は、子どもの人権を守るオブズマン制度の検討を開始しました。1999（平成11）年に川西市子どもの人権オブズパーソンができたのを皮切りに、2002（平成14）年に川崎市人権オブズパーソンが設置され、その後、東海地区では2004（平成16）年に多治見市子どもの権利擁護委員制度、2008（平成20）年に豊田市子どもの権利擁護委員制度が開始しました。2025（令和7）年4月現在、名古屋市も含め全国で57の自治体が子どもの権利擁護機関を設置しているとされています（設置準備中も含む。出典：子どもの権利条約総合研究所ウェブサイト）。子どもの権利条例の中に設置根拠の位置づけをしている自治体が多いですが、名古屋市のように子どもの権利条例と別の条例（名古屋市の場合は擁護委員条例）が設置根拠である自治体もあります。ただし、57の自治体すべてが独立性を確保した子どもの権利擁護機関となっているわけではありません。

全国にある子どもの権利擁護機関は様々な名称・制度・機能で稼働していますが、共通点は子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明権を大切にしながら、子どもの最善の利益を目指す機関であるということです。また、これらの子どもの権利擁護機関は、年に一度行われる「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム及び関係者会議で情報交換を行い、よりよい機関になるよう研鑽を積んでいます。

3 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度

名古屋市は、擁護委員条例に基づき、擁護委員を設置し、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営しています。

(1) 設置までの経緯

① 背景

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、2008(平成20)年4月に施行しました。

一方、国においては、全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、2016(平成28)年に施行されました。

これらのことと背景として、2018(平成30)年度に、本市における子どもの権利保障を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会(以下本項では「支援協議会」という。)に「子どもの権利擁護機関検討部会」(以下本項では「部会」という。)を設置し、検討を行うこととなりました。

② 部会

部会では、名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方について議論が行われ、意見書「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」として、2018(平成30)年10月31日に支援協議会への報告がなされました。

◎「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」の概要

区分	内 容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの権利擁護に係る委員(以下「権利擁護委員」という。)は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。
組織・体制等	<ul style="list-style-type: none">○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。
機能	<p>権利擁護委員の職務及び責務</p> <ul style="list-style-type: none">○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行すべきである。○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。 <p>相談、申立て調査及び勧告等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力に努めることを条例で規定することが適当である。
--	---

③ 市民意見の聴取

部会からの意見書を受けて作成した「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的なあり方」について、2018(平成30)年12月から2019(平成31)年1月にかけて市民の皆さんのご意見を募集(意見提出者数:24人)し、制度構築に反映しました。

④ 条例の制定と「なごもっか」の開設

部会での検討内容を基に、市民意見を反映した「名古屋市子どもの権利擁護委員条例(案)」を2019(平成31)年2月開催の名古屋市会に上程し、可決されたことにより、同年3月27日「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」として公布しました。

その後、条例に基づく子どもの権利擁護機関の開設準備を進め、2020(令和2)年1月14日に、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。

(2) 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度の主な特徴

① 条例における特徴

ア 子どもの権利を守る名古屋の実現

「子どもの権利を守る文化及び社会」をつくることを目的のひとつとし、その手段として、擁護委員の職務のひとつに「子どもの権利に関する普及啓発」を位置づけました。市も子どもの権利の普及を図るために広報活動を行うこととしており、相乗効果が期待されます(なごや子どもの権利条例第19条の2)。

また、子どもの権利侵害の予防及び早期発見も擁護委員の責務とされ、救済だけではなく予防の観点も重視しています。

○ 第1条(設置)

「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を置く。」

○ 第3条(所掌事務)第4号

「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」

○ 第9条(委員の責務)第1項

「委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。」

イ 独立性の確保と、子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための強い権限

子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、勧告・要請の尊重義務を明記するのみならず、再調査、再勧告・再要請の制度も設けました。再勧告または再要請をしたときは、その内容を公表する義務が擁

護委員に課せられています。子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保できるよう、強い権限が与えられています。

○ 第4条(委員)第2項

「委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。」

○ 第10条(市の機関の責務)

「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」

○ 第11条(全ての者の責務)第1項

「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」

○ 第12条(相談及び申立て)第1項

「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。」

○ 第15条(勧告又は要請)第3項

「第1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。」

○ 第16条(報告)第1項

「委員は、前条第1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。」

○ 第17条(再調査等及び再勧告等)第1項～第3項

「委員は、前条第2項又は第4項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。」

○ 第18条(公表)第2項

「委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。」

② 独立性を担保するための仕組み

擁護委員の独立性については、①に掲げたとおり、擁護委員条例第4条第2項や第10条において規定されているところです。

一方、擁護委員条例の制定に至るまでに市民の皆さんからお寄せいただいたご意見や、市議会での議論においては、擁護委員のみならず事務局も含めた独立性のあり方についても、多くのご意見をいただきました。

こうしたことを踏まえ、擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員に対する事務局の関与のあり方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」を2020（令和2）年4月から配置することとなりました。

4 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

（1）体制

- ① 子どもの権利擁護委員（5名）※2025（令和7）年5月31日時点

氏名	所属等
吉住 隆弘（代表委員）	中京大学心理学部 教授（臨床心理学）
川口 洋誉（代表委員代理）	愛知工業大学基礎教育センター 教授（教育学）
柏田 陽子	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授（社会福祉学）
間宮 静香	弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長

- ② 子どもの権利擁護調査相談員（13名）※2025（令和7）年5月31日時点

擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査・調整、子どもの権利についての普及啓発を行います。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のあること等を採用のための要件としています。

- ③ 子どもの権利擁護機関参与

擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員と事務局のいずれからも独立した立場から、擁護委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督、事務局の企画立案に対する指導・助言を行います。

氏名	所属等
半田 勝久	日本体育大学体育学部 教授（教育学）

- ④ 子どもの権利擁護機関専門調査員(8名)※2025(令和7)年5月31日時点
擁護委員の指示のもと、関係法規や制度、社会環境等について専門的な視点から情報収集や分析等の作業を行うため、2022(令和4)年度から非常勤特別職の「専門調査員」を配置しています。主に研究者や弁護士が担っています。
- ⑤ 子どもの権利擁護機関事務局(3名)
子どもの権利相談室に係る事務のほか、子どもの権利に関する普及啓発を、擁護委員、調査相談員と協力しながら行います。
相談や調査・調整、勧告・要請等には、事務局は関与しません。

(2) 相談

① 相談受付方法

「なごもっか」における相談では、子どもを権利の主体として位置付け、子どもが安心して率直に意見を述べられることと、個別の問題の背景に子どもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくことが必要です。そのため、可能な限り直接子ども自身と会って、その声をじっくり聞くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としています。

●電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAX 052-211-8072

●面談、手紙 〒461-0005

東区東桜一丁目13番3号 NHK 名古屋放送センタービル6階

※ 初めて相談する子どもからの面談予約はLINEからもできます。



② 相談できる曜日と時間

月曜日 午前11時から午後7時 (受付は午後6時30分まで)

火曜、木曜、金曜日 午前11時から午後9時 (受付は午後8時30分まで)

土曜日 午前11時から午後5時 (受付は午後4時30分まで)

※ 祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

※ 2024(令和6)年2月に、相談時間を変更するとともに、LINEによる面談予約を始めました。

③ 相談を受けてからの流れ

例えば、こんなとき

学校で



- ・友達が嫌がらせする。
- ・先生に相談しにくい。
- ・部活の指導が厳しい。体罰された。

家で



- ・家にいたくない。
- ・自分の時間がない。
- ・きょうだいや家族の面倒をみないといけない。

他にも

- ・人に言えないイヤなことがある。
- ・このルールおかしくない？
- ・みんなと違うのはダメなの？

など

相談

お話を聞きます。
相談にお金はかかりません。



電話で



ファックスで



会って



手紙で

LINE から面談予約もできるよ。

友だち追加はこちらから



秘密は守ります。

あなたの同意がなければ、
「なごもっか」以外の人（保護者、学校、その他）には
相談内容を伝えません。



あなたの気持ちを一番に一緒に考えます



- ・どうしたいかな
- ・どんなことができるかな



調査・調整

- ・擁護委員が、関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いしたりします。
- ・擁護委員が、あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもあります。

解決・権利の回復

あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。
・安心した。・元気になった。・どうすればいいか、わかった。など



(3) 「なごもっか」における子どもの参画

「なごもっか」では、運営や広報活動に関して子どもの参加する権利を保障するため、「なごもっか」と一緒に活動する子どものチームを創設することにし、市内在住又は在勤、在学の18歳未満の方を対象に、2022(令和4)年7月に募集を開始しました。2025(令和7)年3月31日時点で111名が登録しています。また、名称は、登録してくれた子どもたちから募集し、投票してもらった結果、「つなぎなごもんず」に決まりました。

2023(令和5)年度、みんなで子どもの権利や「なごもっか」を知ってもらうためのアイデアを考えるとともに、試作品を募集し、2024(令和6)年度は、4~8月に5回集まり、みんなの力とアイデアで試作品を完成品に仕上げました。完成品(短い動画、マンガ、絵描き歌計13作品)は、3月1日にてつなぎなごもんずのメンバーとお披露目会を開催した後、3月3日から「なごもっか」公式ウェブサイト等で公開しています。さらに、その作品を使い動画広告を作成し、3月3日~31日にYouTubeやInstagramで配信しました。

また、10月には、つなぎなごもんずのメンバーに「こんな携帯用カードなら相談しやすい」と思うデザイン・相談例を投票してもらい、新しい携帯用カードを作成しました。

つなぎなごもんずの活動は、「なごもっか」公式ウェブサイト「つなぎなごもんずの部屋」で紹介しています。

<https://nagomokka.city.nagoya.jp/hold_hands/>



「つなぎなごもんず」の登録状況

(2025(令和7)年3月31日現在)

区分	年齢	人数	合計
未就学	3歳	1人	1人
小学生	7歳	3人	77人
	8歳	6人	
	9歳	20人	
	10歳	24人	
	11歳	14人	
	12歳	10人	
中学生	13歳	13人	22人
	14歳	8人	
	15歳	1人	
高校生	16歳	7人	11人
	17歳	3人	
	18歳	1人	
合計		111人	

II なごや子どもの権利条例

名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基本とした子どもの権利について掲げた「なごや子ども条例」を、2008（平成20）年4月に施行しました。その後、2019（平成31）年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、2020（令和2）年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子ども条例」について見直し、2020（令和2）年4月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」



I なごや子どもの権利条例の概要

<基本理念>

子どもが権利の主体であることを明らかにし、子どもの権利条約を基本として子どもにとつて大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

<条例に掲げる子どもの権利>

● 安全に安心して生きる権利

命が守られること、虐待・体罰・いじめ等あらゆる暴力や犯罪から守られること、あらゆる差別を受けないことなど

● 一人一人が尊重される権利

個人の価値が尊重されること、自分の考えを自由に持ち、及び表現することができることなど

● のびのびと豊かに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、自然とふれあうことなど

● 主体的に参加する権利

意見を表明する機会が与えられること、自分たちの意見が尊重されることなど

<子どもの権利を保障する大人の責務>

● 共通の責務

市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は子どもの権利を保障するため、連携し、協働するとともに、下記の支援を行う

①子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援

②保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

● 市の責務

子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施するなど

● 保護者の責務

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、子どもにとっての最善の方法を考えるなど

● 地域住民等の責務

子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援したり、安全で安心な地域づくりに努めたりするなど

● 学校等関係者の責務

子どもが主体的に学び育つために必要な支援や、子どもが子どもの権利について理解し、意見表明することができるよう支援するなど

2 これからの取組み

(1) なごや子ども・子育てわくわくプラン2029

名古屋市では、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、名古屋市子どもに関する総合計画を策定しています。

2025(令和7)～2029(令和11)年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」では、子どもの権利を守り生かすことへの支援として、なごや子どもの権利条例を普及啓発していくことや、子どもの社会参画を推進していくことを掲げています。

(2) 子どもの社会参画の推進

なごや子どもの権利条例では、子どもの権利のひとつとして「主体的に参加する権利」を掲げており、子どもは意見を表明する機会が与えられていることや、自分たちの意見が尊重されること、そして意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられることが保障されなければならないとしています。

子どもの権利である「主体的に参加する権利」を保障する観点から、子どもの社会参画が推進されるよう、子どもの社会参画の意義や子どもの意見を聞く際の留意点等をとりまとめた「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」に基づく市職員による継続的な取り組みを推進しています。また、2024(令和6)年9月には市公式ウェブサイト上に子どもを対象としたウェブアンケートを集約する「なごや子どもアンケート」ページを開設しています。

(市公式ウェブサイト「子どもの社会参画の推進」ページ)

<<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-7-6-4-0-0-0-0-0.html>>



III 相談・調査・調整等の状況

I 相談・調査・調整等活動の状況

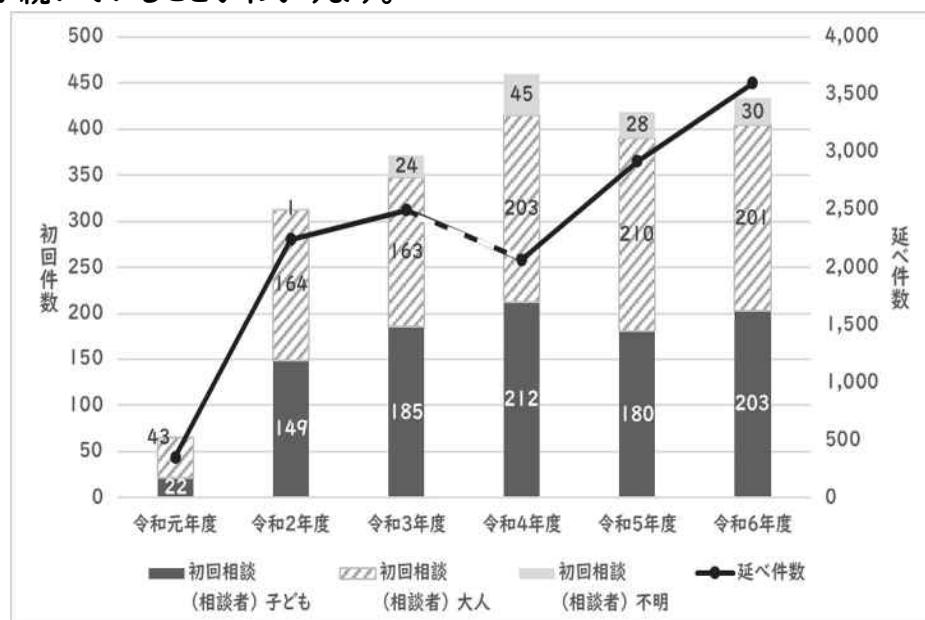
2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日までの相談・調査・調整等活動の状況です。

- ※1 子どもの権利侵害に関する相談でないものや無言電話等は件数から除外しています。
- ※2 「相談」・「延べ件数」の中には申立てを受けて行った調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含みます。
- ※3 「相談者」は実際に相談をした人、「相談対象」は相談事案において権利侵害をされているおそれのある人(子ども)を表します。
- ※4 延べ件数の中には、2023(令和5)年度までに初回相談を受け、引き続き相談が継続しているものを含みます。

(1) 年間相談件数(初回／延べ)

2024(令和6)年度の初回件数は計434件、延べ件数は計3,600件でした。2023(令和5)年度と比較して、初回件数は約4%増となりました。後述のとおり、2024(令和6)年度は子どもからの相談が増え初回相談の約半数を占めています。これは子どもへの「なごもっか」の認知度が向上していることが一因と考えられます。また、延べ件数は約23%増となりました。

なお、2020(令和2)年1月の「なごもっか」開設後の相談件数推移をみると、2022(令和4)年度以降、初回相談は400件を超える水準で推移する中、延べ相談件数は増加傾向が続いていることがわかります。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
初回相談 (相談者)	子ども	22	149	185	212	180
	大人	43	164	163	203	201
	不明	0	1	24	45	30
延べ件数		352	2,242	2,498	2,067	2,922
						3,600

※令和元年度は、令和2年1月14日開設以降の実績

※令和4年度から、延べ件数の集計において、1日のうちに同じ相手とやり取りした場合の数え方を変更

(2) 月別相談件数(初回／延べ)

月別の相談件数を初回件数と延べ件数とに分けて示しました。相談者からの電話や面談のほか、相談等を受けて関係者・関係機関への情報収集等のやり取りを行った件数も合わせたものを「延べ件数」としています。



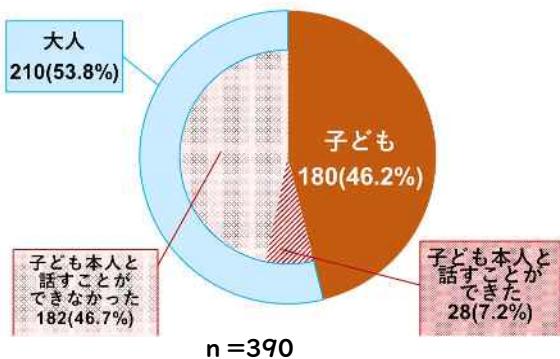
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 初回件数 (令和5年度)	24	44	71	30	24	30	23	22	44	62	31	29	434
令和6年度 延べ件数 (令和5年度)	(28)	(25)	(71)	(40)	(31)	(32)	(27)	(38)	(25)	(24)	(38)	(39)	(418)
令和6年度 初回件数 (令和5年度)	171	149	248	319	441	411	389	396	361	251	240	224	3,600
令和6年度 延べ件数 (令和5年度)	(195)	(205)	(264)	(286)	(246)	(220)	(226)	(206)	(275)	(242)	(257)	(300)	(2,922)

「なごもっか通信」(2024(令和6)年度は6月、1月)・携帯用カード(5月、12月)といった広報物の配付以降に初回相談が多くなる傾向が見られました。これは例年の傾向であることから、子どもに向けた広報においては、紙媒体の広報物の効果が高いことが推察されます。

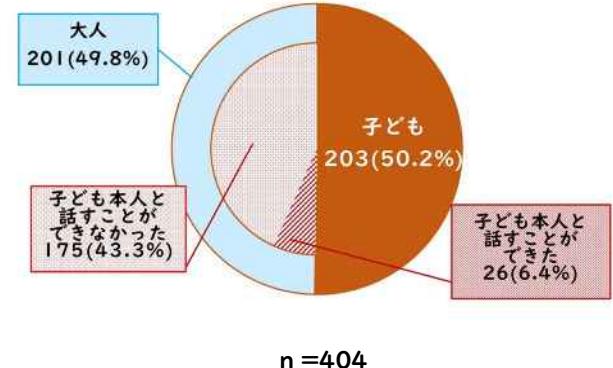
(3) 相談者別件数(子ども／大人)(初回)

初回相談における相談者別(子ども／大人)の相談件数及びその割合を示しました。なお相談者が大人の場合、その後子ども本人と話すことができた件数と、子ども本人と話すことができなかった件数についても示しました。

2023(令和5)年度 相談者別件数



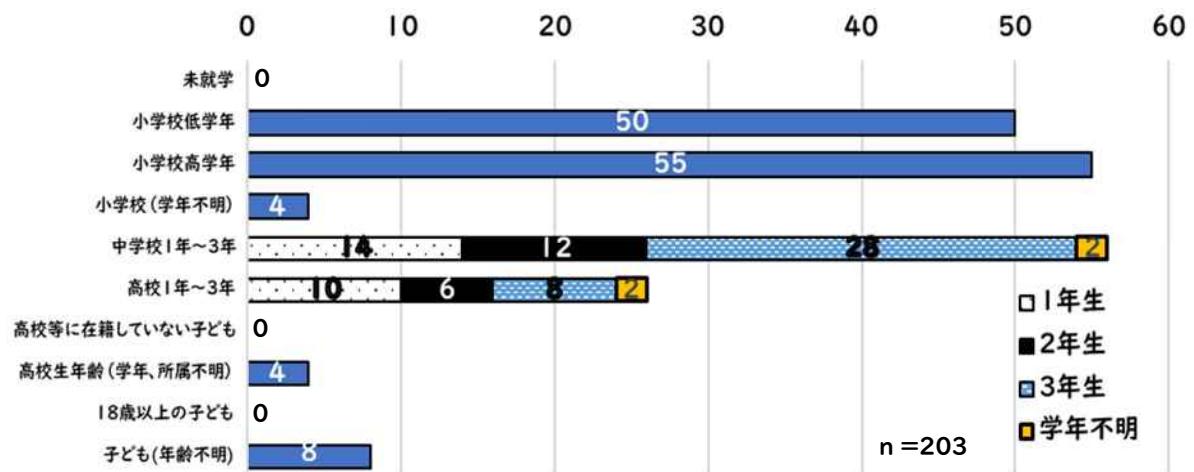
2024(令和6)年度 相談者別件数



初回の相談者は子どもが203件、大人が201件、不明が30件でした。2023(令和5)年度と比較して、初回における子どもからの相談件数は約13%増、大人からの相談件数は4%減となりました。大人201件のうち、その後子ども本人と話すことができたのは26件でした。よって全相談のうち不明を除く404件中、229件(約57%)で子ども本人から話を聞くことができました。

(4) 相談者が子どもの場合の当該子どもの年代(初回)

初回相談者が子どもの場合における、当該子どもの年代ごとの相談件数を示しました。

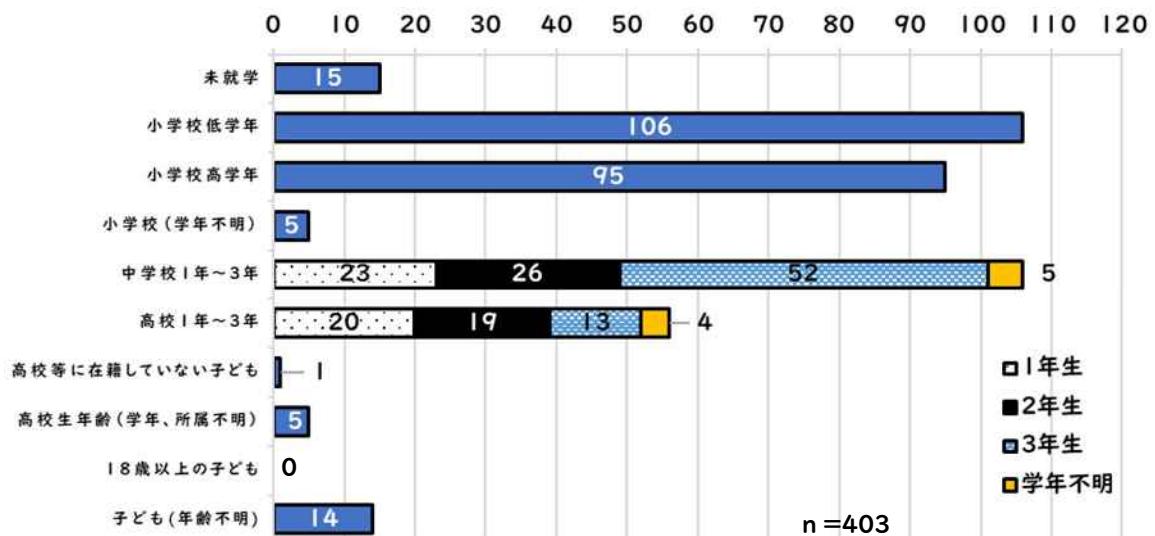


小学校低学年(1～3年生)が50件、小学校高学年(4～6年生)が55件、小学校の学年不明が4件、中学生が56件、高校生が26件でした。年齢にかかわらず子どもたちが「なごもっか」に相談をしてくれていますが、高校生については、2023(令和5)年度の38件から減少しており、今後の動向を注視ていきます。

また、幅広い年齢層からの相談がある一方で、高校等に在籍していない子どもからの相談が0件と、学校を通じて配付する「なごもっか通信」や携帯用カードが届かない、学校等に在籍していない子どもからの声について、まだまだキャッチできていない状況があり、広報等の工夫が必要であると考えています。

(5) 相談対象の子どもの年代(初回)

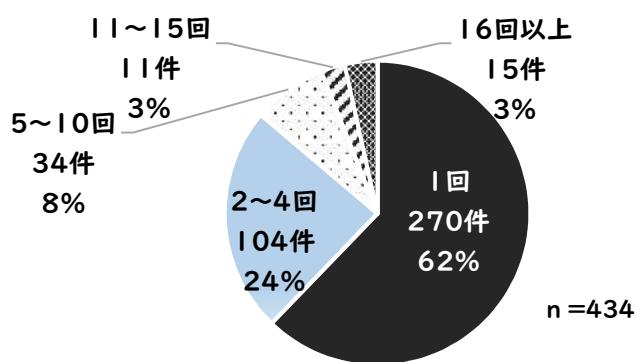
初回件数において、相談対象とされた子どもの年代ごとの件数を示しました。



相談対象とされた子どもは、小学生が多く、全体の半数近くを占め、中学生、高校生と続きました。件数は、それぞれ小学生206件、中学生106件、高校生56件でした。

(6) 相談の継続回数

2024(令和6)年度中に開始した相談について、2025(令和7)年3月31日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。



期間中、相談が1回だったものは270件(約62%)と半分以上の割合を占め、2～4回のものは104件(約24%)、5～10回のものは34件(約8%)、11～15回のものは11件(約3%)、16回以上のものは15件(約3%)でした。

(7) 相談の主訴(初回)

初回相談時における主訴別の件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお複数の悩みや心配事などがあった場合は、最も中心となっているものを主訴としました。

70

■子ども ■大人 ■不明

60

50

40

30

20

10

0



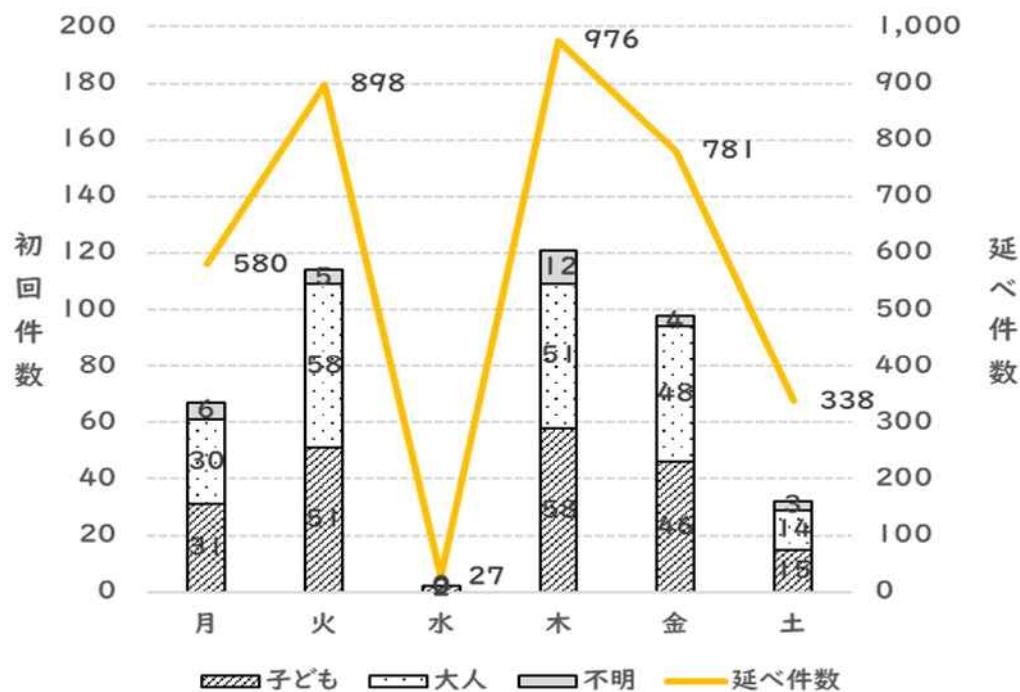
多かった主訴は、全体で順に「対人関係」(85件)「教職員の対応」(80件)、「家族関係」(58件)でした。

そのうち子どもから多かったのは「対人関係」(55件)、「家族関係」(37件)、「教職員の対応」(26件)でした。「教職員の対応」が、3番目に多い主訴に入っていることは、例年と異なる傾向です。

また、大人から多かったのは「教職員の対応」(54件)、「対人関係」(28件)、「子育ての悩み」(26件)でした。

(8) 曜日別件数(初回／延べ)

初回件数および延べ件数を曜日別に示しました。



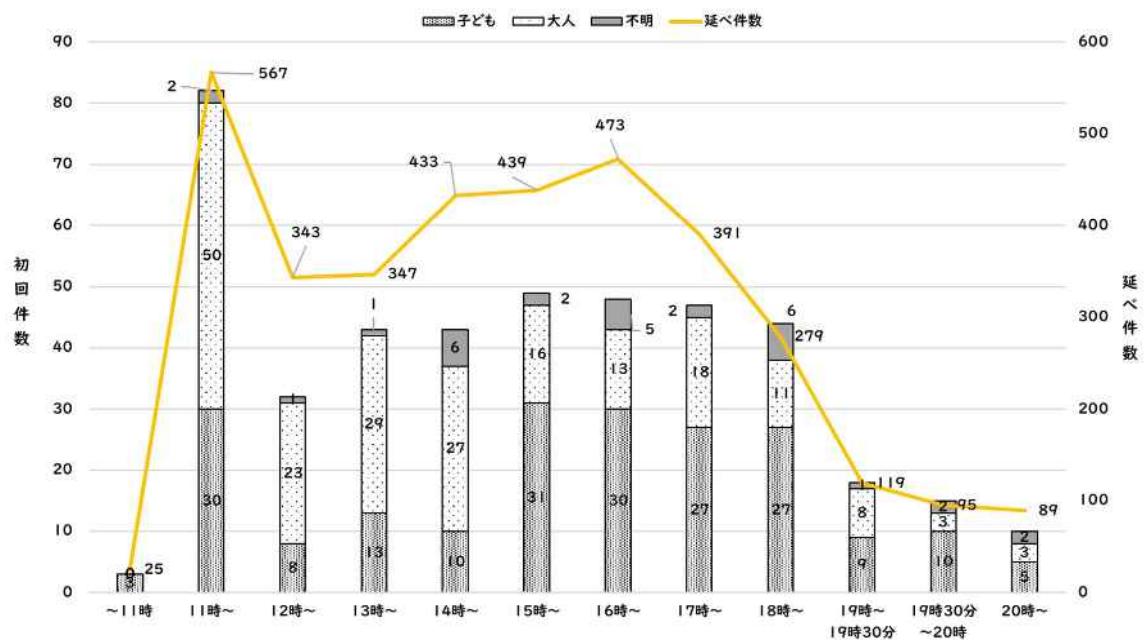
区分	月	火	水	木	金	土	計	
初回件数	子ども	31	51	2	58	46	15	203
	大人	30	58	0	51	48	14	201
	不明	6	5	0	12	4	3	30
延べ件数	580	898	27	976	781	338	3,600	

相談日は、月、火、木、金、土曜日の5日間です。水曜日は相談を行っていませんが、手紙やFAXによる相談の受付や関係機関への電話連絡等があり、その件数を計上しました。

2024(令和6)年度は、初回件数、延べ件数ともに、木曜日、火曜日、金曜日の順に多くなっています。木曜日が初回件数、延べ件数とも一番多い傾向は、前年度と同様の傾向です。

(9) 時間帯別相談件数(初回／延べ)

初回件数および延べ件数を、時間帯別に示しました。初回件数については、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



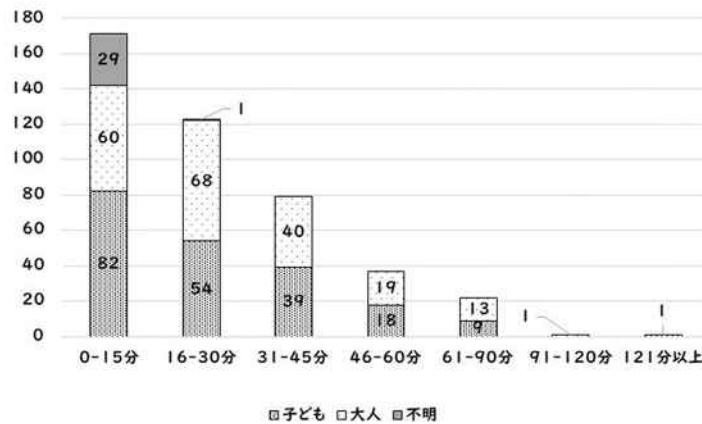
区分		~11時	11時～	12時～	13時～	14時～	15時～	16時～	17時～	18時～	19時～19時30分	19時30分～20時	20時～	計
初回件数	子ども	3	30	8	13	10	31	30	27	27	9	10	5	203
	大人	0	50	23	29	27	16	13	18	11	8	3	3	201
	不明	0	2	1	1	6	2	5	2	6	1	2	2	30
延べ件数		25	567	343	347	433	439	473	391	279	119	95	89	3,600

初回件数は、相談が多い順に、11時台、15時台、16時台となりました。このうち、子どもからの相談は15時台が最も多く、続く16時台も同様の件数であったことから、学校からの帰宅時間と関係しているのではないかと考えられます。一方、大人からの相談は11時台が多く、子どもが学校などで在宅していない等の理由により、この時間帯に相談する場合が多いのではないかと考えられます。一方、延べ件数は、多い順に、11時台、16時台、15時台となりました。

(10) 相談の所要時間

① 初回

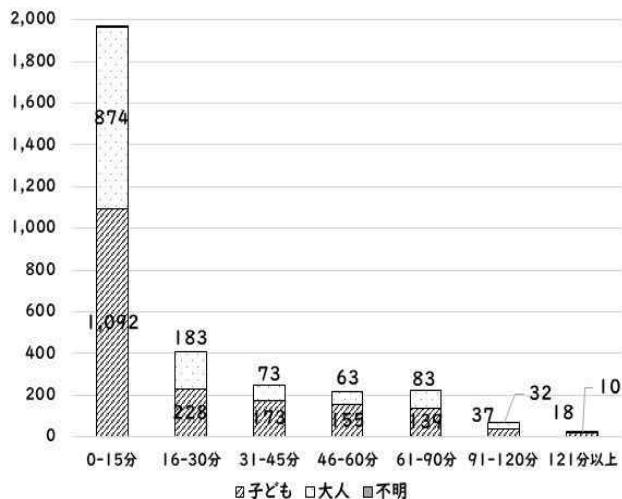
初回相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



60分以内に終了する場合が多く(約94%)、なかでも「0-15分」の件数が最も多くなっています(約39%)。60分を超えた相談は24件で、子どもが10件、大人が14件ありました。

② 2回目以降

2回目以降の相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



2回目以降の相談についても、「0-15分」の件数が多くなっています(約62%)。これは相談に関する連絡・調整等の件数を含むためと考えられます。一方、60分を超える相談も、子どもで194件、大人で125件ありました。

(11) 相談方法(初回)

初回相談における相談方法は、電話が416件で全434件のうち約96%を占めました。電話以外の方法は、面談が6件、手紙が2件、LINEでの面談予約が10件でした。

(12) 関係機関からの情報収集等

申立て、自己の発意による調査・調整に関する活動を除き、相談を受け、今後の方針等を検討するための関係機関（学校・教育委員会、児童相談所等）からの情報収集等の調整活動を延べ490件行いました。

2 申立て・自己の発意の状況

2024（令和6）年度は、自己の発意（擁護委員条例第13条第2項）による調査を行うために必要となる、事実関係を把握するための情報収集（発意前情報収集）を2件開始しました。また、申立てが1件、発意が2件ありました。

2024（令和6）年度以前に受理したものと申立て2件及び発意3件について、調査・調整を行った結果、子どもの権利が守られる見通しがたつなどしたため、対応を終了しています。

(1) 私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立て

2024（令和6）年12月13日、名古屋市立A中学校の生徒（以下、申立人）より、擁護委員に対して、私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立てがなされました。申立ての内容は、私立のB高等学校・C高等学校の入学試験における合理的配慮の実施（別室での受験、試験時間の延長、パソコンでの問題文の読み上げ）を求めるものでした。なお、高校入試において十分な建設的対話もなく合理的配慮がなされず、適切な環境で受験できないことは、「安全・安心に生きる権利」・「一人一人が尊重される権利」・「のびのびと豊かに育つ権利」・「主体的に参加する権利」といった子どもの権利を侵害するものであり（なごや子どもの権利条例第4～7条）、障害がある子どもに対して教育を受ける機会が平等に保障されなくてはいけません（子どもの権利条約第2・23・28条）。また、合理的配慮の実施やそれに向けての建設的対話は障害者差別解消法の求めるところです。

申立人は、読み書きに困難な障害があり、A中学校では授業におけるタブレットPCの利用、定期試験での別室受験、タブレットPCでの問題文の読み上げ、試験時間の延長などの合理的配慮が認められていました。申立人は、B高校・C高校に対して入試での合理的配慮を求めましたが、中学校を通じて両高校から求められた合理的配慮ができない旨の返答を得ていました。申立てを受けて、「なごもっか」から、両高校に対して、入試における合理的配慮の実施に関する調査のための訪問を依頼しましたが、両高校より、入試における事項については中学校とやりとりをしており、擁護委員の訪問は受け付けられないとの返答でした。また、「なごもっか」から、愛知県私学振興課や愛知県私学協会などにも架電しましたが、十分な動きを期待することはできませんでした。そのため、入試までの日数が限られていることもあり、いったん両高校の判断を尊重し、中学校に継続的に両高校への合理的配慮の実施を求めていただくよう調査・調整をはじめました（同月19日、A中学校校長宛に「調査実施通知書」を送付）。

A中学校に2回の訪問（2024（令和6）年12月20日、2025（令和7）年1月10日）、そのほか電話を通じて、両高校での合理的配慮が実施されるよう調査・調整を行ってきました。2回目の中学校訪問では申立人も同席し、両高校から提案された合理的配慮の実施方法について、申立人から意見を聞く機会を持ちました。また、両高校に対しては、擁護委

員から同年1月15日付で「ご連絡」を送付し、申立人が特定されないよう配慮して、障害者差別解消法・なごや子どもの権利条例などに則った「積極的なご対応」をお願いしました。

調査・調整活動を通じたA中学校による折衝・協議によって両高校の入試では下記の合理的配慮が実施されました。両高校では、申立人への合理的配慮として、別室での受験、問題文の読み上げ（教員、事前収録の音声による）、試験時間の延長（マークシート記入時間の確保）が行われました。

以上の事実を踏まえ、擁護委員は申立人の私立高校入学試験が終了し、一定の合理的配慮が実施されたと判断し、申立てを終結しました。しかしながら、高校入試における合理的配慮に関して、今後、解決すべき課題も明らかとなりました。受験生の求めに応じた読み上げの停止や再度の読み上げがされず、一方的・形式的な問題文の読み上げであったため、申立人の不都合が実質的に解消されませんでした。また、私立高校において合理的配慮の実施に関する相談や申請、協議の方法や流れが不明確であったり、愛知県内の私立高校間で共通の申請フォーマットが設けられていないことが明らかになりました。そもそも、受験という大きな分岐点において、試験方法が入試直前にしか決まらないということは、心理的な影響に加え、その入試方法に対する練習もできません。それだけで障害をもつ受験生は他の受験生と比べて不利益だといえ、早急な対応が望されます。

（2）自己の発意

① 私立学校における懲戒手続に関する発意

2020（令和2）年以降、同じ私立学校に在籍または退学した子どもからの相談が相次いだため、2022（令和4）年に発意を行いました。それぞれの相談には、事実確認が不十分なままいじめ加害等の問題行動が認定され、適切かつ十分な教育的対応をされないまま退学（転校）せざるを得ない状況に追い込まれたこと、学校の責任の所在があいまいでであること、トラブルの多くが特定の教職員の言動に結びついていることという共通項があり、組織的・構造的な問題であるとして調整を実施してきました。

度重なる調整の結果、同学校の懲戒規定及びいじめ防止基本方針の改定が行われ、問題行動をしたと疑われる子どもへの教育的配慮や適正手続が保障されるようになったこと、全職員向けの子どもの権利の研修を実施したこと、職員の権限や管理体制が変わったことなどから、組織的・構造的な問題が解消されたと判断し、発意を終了しました。

② 学校教育における外国につながる子どもの権利保障についての発意

（ア）自己の発意を行った経緯

2022（令和4）年12月、擁護委員は、名古屋市の学校教育において、外国につながる子ども及びその保護者への支援が十分でなく、子どもの権利が侵害されていると思われたため、擁護委員条例第13条第2項に基づき、自己の発意により調査を開始しました。

きっかけは、外国につながる子どもとその保護者に必要な翻訳文書が交付されていなかったこと、母国と異なる教育制度についての相談窓口が教示されていなかったこと等に関する相談が寄せられたことでした。相談に応じる中で、外国につながる子どもや保護者がこういった相談をすること自体にハードルがあること、これらの声は氷山の一

角であり、背景には困難に直面しながら声を上げられない子どもや保護者が多くいることから、発意を行いました。

外国につながる子どもも、等しく子どもの権利が保障されるべきことは言うまでもありません。学ぶこと（なごや子どもの権利条例第6条第1項）、一人一人の発達段階にふさわしい生活ができる（同条例第4条第6項）、安全に安心して過ごすことができるための居場所があること（同条例第4条第7項）をはじめとする子どもの権利が十分に保障されるためには、外国につながる子どもに対する翻訳、通訳、相談の支援をそのニーズを尊重して行う必要があります。また、日本語が第一言語でない家族のために通訳をする子どもは、本来大人が担うと想定されていることを日常的に担うヤングケアラー¹にあたり支援が必要です。そして、外国につながる子どもの保護者が、子どもの健やかな育ちを支え、子どもの権利を擁護できるよう必要な支援を行うことは名古屋市の責務です（同条例第9条第3項）。そこで、擁護委員は、名古屋市教育委員会に対して、以下のとおり調査を行い、調査を通じて十分でない点が明らかになった場合には教育委員会が自ら改善をするよう調整活動を行いました。

（イ）調査の内容

- 1) 学校の保護者等宛て文書は必要な翻訳文書がそろえられているか。また翻訳文書は、学校で利用しやすいように一覧性のある管理の仕組みがとられているか。
- 2) 学校生活にかかる通訳、翻訳は、児童生徒及び保護者のニーズに合った仕組みとなっているか。
- 3) 教育制度や学校生活について、外国につながる（特に日本語を母語としない）児童生徒の相談窓口の有無、また窓口等が有る場合は利用しやすい仕組みとなっているか。
- 4) 上記に関する一切の事項

（ウ）調査・調整活動の終了～実現した事項と教育委員会の今後の方針

教育委員会及び関係機関との7回の面談を含む64回の調査・調整活動を行った結果、以下の改善が見られ、教育委員会から今後の方針が示されました。これらにより、外国につながる子どもの権利が守られる見通しが立ったため、自己の発意に基づく調査・調整活動は2024（令和6）年7月、終了しました。

1) 調査の内容1)について

- ・インターネット²トップページに翻訳版を集約したページを設け、現在は一覧で掲載されるようになった。
- ・インターネット掲載文書の更新の仕組みとして、各課・学校が作成したものを作成者が学校事務センターに送付し、学校事務センターが送付を受けた文書をインターネットに掲載する。
- ・今後も、各課・学校に対し、掲載文書の更新を促す通知を、年に1回程度、企画経理課から発出する。

2) 調査の内容2)について

2-1) 名古屋市公式ウェブサイト

- ・インターネットに掲載した文書のうち、市公式ウェブサイトに日本語版のみの掲載のもの（日本語教育センターの案内）は翻訳版（ポルトガル語、フィリピン語、中国語、スペイン語、韓国語）も掲載されるようになった。

¹ こども家庭庁ウェブサイト <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>

² 名古屋市の教員も入ることのできる内部ネットワーク

- ・市全体のウェブサイトの改善について、他都市の参考資料を添えて、市役所関係部署に意見を提出した。
- ・今後も情報を必要とする方がウェブで提供されている情報やサービスをスムーズに利用できるよう、改善に努めていく。

2-2) 相談窓口

- ・日本語教育センターが用意する翻訳・通訳は学校を通じて申し込むのが原則となっている。このため、保護者からの申し込みに関して、学校において、国際センターの通訳・翻訳ボランティアの活用のために必要な説明や補足ができるよう、2024(令和6)年4月の校長連絡会で周知を行った。

3) 調査の内容3)について

3-1) 国際センター

- ・国際センターと協議の場を持った（上記通訳・翻訳の問題も含め）。
- ・学校現場で国際センターの機能が認知されるよう資料を作成し2024(令和6)年4月の校長連絡会で周知を行った。

3-2) 子ども応援委員会

- ・外国にルーツを持つ子ども等に対するなごや子ども応援委員会の支援が充実できるよう、なごや子ども応援委員会のスクールカウンセラー等への研修、翻訳機導入、通訳者派遣を2024(令和6)年度に実施する予定。
- ・なごや子ども応援委員会の多言語リーフレットを2024(令和6)年度に作成する予定。

(エ) 今後期待すること

以上のとおり、名古屋市教育委員会においては、名古屋市の学校教育において、外国につながる児童生徒の子どもの権利を保障する仕組み及びその保護者が責務を果たすための支援を充実させたことが認められますが、これらの仕組みは一度構築すれば十分というものではありません。子どもの権利保障のためには、居住する人々、社会、環境の変化に伴い、絶えず見直し、その充実、拡充を図ることが必要です。擁護委員は、名古屋市教育委員会が、国際センターをはじめとする関係機関と協議を継続するなど連携をしたり、子どもの多様性に対する教職員の理解を深めるために研修を実施したりするなど、今後も継続して外国につながる児童生徒の子どもの権利保障に積極的に取り組んでいくことを期待します。

IV 相談から見えてきた課題

I 教員による不適切と思われる対応

活動報告書では、2021（令和3）年度より、継続して教員による不適切な指導について「不適切な指導」、2023（令和5）年度からは「不適切と思われる指導」としてとりあげてきました。

文部科学省（以下「文科省」という）の生徒指導提要改訂版によると、生徒指導とは「児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のこと」と定義されています。しかしながら、これまでの「教員による不適切と思われる指導」の内容を検討すると、教員の単なる感情の発露等、児童生徒の成長発達を支える教育活動と言えないものも含まれるため、今年度からは「教員による不適切と思われる『対応』」という名称を使用することとしました。なお、例年とおりですが、「不適切と思われる対応」は、子どもや保護者からの声を元にしたものから、「なごもっか」が学校に聞き取り調査を行い判断したものまでを含んでおり、確定的に不適切な対応があったという断定をしているわけではありません。しかしながら、特に子どもから訴えがあった場合、どうして子どもがそのように感じたかという点は大人の責任として考える必要があると思います。

（1）今年度の相談の傾向

2024（令和6）年度の初回相談の主訴が教職員の対応だったものは80件で、全体の約18%を占めました。そのうち子どもからの相談は26件、大人からの相談54件で、子どもからの相談15件、大人からの相談67件だった前年度と比べると子どもからの相談が増え、大人からの相談が減少しています。

初回相談の主訴が教職員の対応だったものについて不適切と思われる対応があるものを精査し、さらに、主訴は他のものであっても、背後の事情や副次的な訴えとして教員の不適切対応があるものを含めた相談の合計は38件でした。そのうち、小学生が22件、中学生が6件、高校生が4件、未就学児（幼稚園・保育園）が6件でした。この中には、私立学校や私立幼稚園・認可保育園、学童保育、特別支援学校、特別支援学級での対応についての相談も含まれています。

子どもからの相談は7件、父母など子どもの家族からの相談が28件、その他の方からの相談が3件でした。このうち、「なごもっか」が事実確認や調整等を行うために、情報収集や話し合いに行くなど相談以外の対応を行ったのは5件でした。

特別な支援などが必要な子どもに関連するものが11件（約29%）で、教員の不適切な対応を契機として不登校または登校しぶりなどがあるという相談は9件（約24%）でした。特徴的なのは、小学1・2年生は相談のあった9件中7件が不登校またその傾向があることです。これは他の学年の相談では見られないほど高い率です。まだ小学校に慣れていない低学年の子どもたちにとって、教員の不適切な対応が、学校そのものに対する不安感に繋がることが理由と思われます。教員の不適切対応の影響の深刻さを物語っているといえるかもしれません。

今年度目立った相談は、教員が怒鳴る・高圧的に指導するというものです。具体的には、「うるさい！」「日本語わからない！？」「迷惑だ！」と言われたり、教員の指導方法に異論を唱えると「嫌ならやめろ」と言われるなどです。どの年代からも相談がありまし

た。また、一部の子どもへの注意が必要なときに、教員がその子どもだけでなくクラス全体に向けて強い叱責をすることについて、暴言のように感じるという子どもからの相談もありました。暴言や強い叱責が対象となる子ども以外に与える影響も感じられました。

また、子どもを注意するにあたって他の子どもたちにダメな点を指摘させる、授業中に他の生徒がいる前で見下すような発言をする、みんなの前で叱られる、わからないと言った子に「そんなこともわからないの」「バカ」などと発言するという相談もありました。

(2) 子どもの尊厳を傷つける言動の取扱い

子どもの権利条約は、子どもをひとりの人として尊重することを求めていました。憲法でも第11条で基本的人権、第13条で個人の尊厳が保障されており、これは大人にも子どもにも変わらず保障されなければなりません。

そこで本稿では、子どもの居場所における子どもの尊厳を傷つける暴言などの取扱いについて確認してみたいと思います。

① 家庭での子どもの尊厳を傷つける言動

日本では、2000(平成12)年に児童虐待防止法が成立しました。同法第2条では、児童虐待を保護者による身体的虐待、心理的虐待、育児放棄、性的虐待に分類して定義するとともに、すべての人に対し、児童への虐待を禁止しています(第3条)。第3条の「虐待」については、第2条で規定されている虐待行為のみならず、幅広く子どもの福祉を害する行為や不作為を含むとされています。

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」2005(平成17)年改訂版では、第2条の心理的虐待の具体例として、下記の行為があげられています。このように児童虐待の分野では、児童虐待防止法が成立した2000(平成12)年頃から、子どもの自尊心を傷つけるような言動は心理的虐待として禁止されていました。

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- ・ 子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対して暴力をふるう

2020(令和2)年には児童虐待防止法等の改正により、保護者による体罰は全面禁止となりました。さらに、2022(令和4)年の民法改正で、親権者は子を教育するにあたり、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないとされ、暴言なども禁止されました。

② 保育での子どもの尊厳を傷つける言動

保育の分野では2008(平成20)年の保育所保育指針改訂の際、子どもの権利条約に言及があり、その一般原則である子どもの最善の利益が保育の根幹とされました。体罰や言葉の暴力はもちろん、日常の保育の中で、子どもに身体的精神的苦

痛を与え、その人格を辱めることが決してないよう、子どもの人格を尊重して保育に当たらなければならぬと指摘されています。

しかし、不適切保育が相次いだため、2023（令和5）年にこども家庭庁が「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出しています。不適切保育は虐待等と疑われる事案と捉え直した上、虐待等の疑われる事案の例として下記があげられています。

- ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
- ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
- ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど）
- ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）
- ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

③ 学校での子どもの尊厳を傷つける言動

一方、教育分野では学校教育法第11条で体罰は禁止されているものの、暴言についての規定はなく、いわゆる「指導死」も社会問題化することになりました。2017（平成29）年10月には、文科省初等中等教育局児童生徒課から「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について（通知）」が発出され、生徒指導に当たっては、児童生徒の持つそれぞれの特徴や傾向をよく理解し、個々の児童生徒の特性や発達の段階に応じた指導を行う必要があること、反対に、それを十分に考慮することなく、注意や叱責を繰り返すことは、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねないこと、児童生徒への共感的理解に努めつつ、指導方法や指導体制を継続的に工夫・改善することが重要であることが指摘されました。

2022（令和4）年、こども基本法成立後に文科省は生徒指導提要改訂版を公開し、「生徒指導上の留意点」として、子どもの権利条約批准から28年を経て初めて子どもの権利について記載がされました。また、この生徒指導提要改訂版では、「指導死」遺族らの要望もあり、初めて不適切な指導の例示がなされました。

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない

(3) 子どもが安心して過ごせることを目指して

このようにみると、子どもの尊厳を傷つける大人の言動について、家庭に比べると学校分野での意識化は遅かったように思います。国連子どもの権利委員会は一般的意見1号で「子どもは校門をくぐることによって人権を失うわけではない」と指摘しています。家庭、保育園、児童養護施設、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど、過ごす場所によって子どもの権利が変化することはありません。どこの場所であれ、子どもの権利や尊厳はまもられなければならなくてはなりません。

これまでの不適切と思われる対応の相談の蓄積から、2024（令和6）年度に教育委員会に対して不適切な対応をする教員を減らすための仕組みについて発意を行いました。あらゆる子どもたちが安心して過ごせる名古屋市になるよう、ともに考えていきたいと思います。

2 障害のある子どもの学校における権利保障

「なごもっか」開設以来、相談件数が多くあるのが障害のある子どもの学校における権利保障についてです。なお、これまで文部科学省の用語に従って「特別支援教育」¹として取り上げてきましたが、全ての子どもの権利保障のために必要なインクルーシブ教育の一つであると考え、今回は「障害のある子どもの学校における権利保障」として取り上げることにしました。

(1) 相談件数等

2024（令和6）年度の、障害のある子どもの学校における権利保障に関する内容が含まれる初回相談の件数は、45件とこれまでに比べて多く²、全体の相談件数の約10.4%でした。

¹ 「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」（文部科学省ウェブサイトより）、とされています。

² 2019・2020年では合計31件（全体の8%）、2021年は23件（全体の6%）、2022年は16件（全体の3.5%）、2023年は16件（全体の3.8%）でした。

特別支援学校・学級に所属する子どもに関する相談は14件、通常の学級に所属し個別の支援を要する子どもに関する相談は28件、所属する学級が不明な相談は3件でした。所属する学級に関わらず、子どもたちが個別のニーズに基づく支援を必要としていることが分かります。

初回の相談者は大人が多く38件でしたが、その後、13件で子ども本人とお話しすることができました（子どもとお話しした件数20件、全体の約44%）。対象となる子どもの年齢は小学校1年生から高校3年生までまんべんなくありました。

（2）相談の内容

「なごもっか」開設当初から多かった

- ・ 教員の障害に対する理解不足、不適切な対応により合理的配慮が受けられない
- ・ 在籍級や支援内容に関する当事者の意思が尊重されていない
- ・ 学校内の情報共有不足

という相談は現在も変わらず見られますが、「在籍学校に特別支援学級がない」という相談はありませんでした。特別支援学級の設置数が増えたためだと思われます。

また、個別的な支援を要する子どもとトラブルになったとの相談も複数件ありました。

（3）求められること

子ども一人ひとりについて、どのような支援が必要かについては、子どもや保護者が学校とよく話し合って個別の教育支援計画を立てることが必要ですが、相談がある事案では、個別の教育支援計画が作成されているか否かが保護者に共有されていないものも相変わらずありました。

障害の有無だけでなく、子どもの背景に関わらず全ての子どもたちが安全に安心して学校生活を送ることができるよう、子どもと大人の対話により一人一人が尊重される学校をつくることが真のインクルーシブ教育と言えます。

（4）擁護委員が着目していること

2024（令和6）年4月1日から改正障害者差別解消法により私立学校等の事業者も合理的配慮が義務化されたこともあり、「なごもっか」にも私立高校入試における合理的配慮に関する申立てがありました（20頁参照）。また、公立高校入試における合理的配慮に関する相談もありました。入試において合理的配慮がなされることは、教育を受ける権利の機会の保障として不可欠です。

文科省初等中等教育局特別支援教育課は2022（令和4）年12月に「高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料」³を出し、高等学校入学者選抜の実施主体である教育委員会等が受検上の配慮を行う際の参考として、基本的な考え方

³ 基本的な考え方として、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ること、別室での実施、出題方法の工夫、試験時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこととされています。また、初等中等教育段階における合理的配慮については、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

方や配慮の例を公表しました。また、2024（令和6）年6月25日付初等中等教育局長及び総合教育政策局長による「高等学校入学者選抜等における配慮等について（通知）」では、障害のある生徒に対する受検上の配慮について、本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえ、別室での受検、試験時間の延長等、引き続き適切な配慮がなされるよう通知しました。

愛知県教育委員会は、ウェブサイトで「障害等のある志願者に対する受検上の配慮について」を公表し、相談の流れや過去に行った主な配慮の例を掲載しています。

ところが、申立てや相談に基づく調査調整活動を行ったところ、公立高校においても公表された合理的配慮が適切になされているとは言い難い状況がありました。また、私立高校においては相談の流れ等は公表されていませんし、所属中学校の対応や実施される合理的配慮の内容に関する受検者との建設的対話の実施状況も学校によりまちまちでした。このように、いまだ高校入試における合理的配慮が十分になされ、障害のある子どもが等しく学ぶ権利を保障されているとは言えない状況であるため、擁護委員は、今後も高校入試における合理的配慮について注視していくことにしました。

3 子どもの権利が守られる教員配置・教員の働き方

「なごもっか」では、2021（令和3）年度に先生が休んでいて授業が受けられないという中学生からの相談を受けました。そのほかにも学校の人員不足によって子どもの学ぶ権利が保障できない事例にいくつも遭遇しました。子どもからの相談を受けるなかで、「学校の先生に（困り事を）お話ししてみたらどうかな？」と提案すると、「先生は忙しそうだからお話ししづらい」と答える子どももいました。また、教員の不適切指導について、その直接的な原因は教員個人や教員集団の指導観や子どもの権利についての理解不足によるものだと考えられますが、「なごもっか」が関わったケースでは、不適切指導の背景には一人の教員が抱える業務の広さや多さゆえの多忙さ、それらをカバーできるだけの関係機関との十分な連携がなされていなかったことがありました。そのため、擁護委員は、名古屋市立の小中学校や高校、特別支援学校の「教員不足」や教員の多忙化について関心をもち、2022（令和4）年度から発意前情報収集として教育委員会事務局からの聴取・情報提供などの調査・分析を行ってきました。

なお、文科省は講師等が確保・配置できない事態を「教師不足」と表現していますが、擁護委員は、これらに加え、本務教員が不在となった場合に、教務主任（主幹教諭）などが本来の業務と兼務して学級担任を担当するなど、学校運営、学級運営、授業担当に支障が出る事態も含め、「教員不足」として問題と捉えてきました（2022（令和4）年度活動報告書29頁参照）。

2022（令和4）年度より教育委員会事務局からは継続的に教員欠員数についての情報提供を得ており、2024（令和6）年度の情報提供によると、名古屋市立小中学校・特別支援学校の欠員数は下記の表のとおりです。

表 5月1日以降年度末までの名古屋市立学校の教員欠員数(各年度2月1日現在)

	小学校	中学校	特別支援学校
2017(平成29)年度	29人	2人	5人
2018(平成30)年度	20人	5人	2人
2019(令和元)年度	11人	4人	0人
2020(令和2)年度	16人	2人	0人
2021(令和3)年度	6人	1人	1人
2022(令和4)年度	16人	6人	0人
2023(令和5)年度	29人	7人	9人
2024(令和6)年度	13人	0人	0人

(提供資料を元に作成)

2024(令和6)年度は中学校・特別支援学校で教員欠員数が0でしたが、小学校では前年度よりは減少しているものの、未だ13人の欠員が生じています。2024(令和6)年4月には各学校の児童生徒の在籍数の確定に合わせて必要な教員数が整えられていますが、年度途中の休職・退職などによって欠けた教員数に対して、常勤講師・非常勤講師などを充てることができず、教員不足が生じています。2024(令和6)年度内の休職者は155人、中途退職者は15人となっています。

教員不足は子どもの権利の問題です。教員不足によって授業が行われないことは、学ぶ権利を含む「のびのびと豊かに育つ権利」(条例第4条)の侵害です。校内フリースクールに行っているが勉強を教えてもらえないとの相談がありましたが、校内フリースクールに十分な教員を配置できないために、様々な理由で教室に入れない子どもの学ぶ権利が保障されていない恐れがあります。

また、子どもたちから「教員が忙しそう」と見え、教員に相談することを躊躇するような状況は、子どもの「安全に安心して生きる権利」を侵害している恐れがあります。「コンパスぶらん」(第4期名古屋市教育振興基本計画、2024(令和6)年3月策定)では、いじめの未然防止の基本は、子どもを取り巻く環境が「周囲の友人や教職員と互いに認め合い、信頼しあえる関係を築き、心理的安全性が保たれた環境」であることだとしています。教員不足や多忙な教員では、こうした環境を築くことは難しく、いじめやトラブルの早期発見・早期対応を困難にしている恐れがあります。

さて、教員不足問題や教員の多忙化は、名古屋市だけで解決できる問題ではなく、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)や「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)などの法律の問題でもあり、国の施策の問題でもあります。第217回国会(2025(令和7)年1~6月)では、給特法改正が審議されています。給特法によって、公立学校の教員には残業代が支払われず、基本給の4%を教職調整額として一律支給することになっており、教職調整額は教員が際限なく働かせられる原因と指摘されてきました。2025(令和7)年5月15日に衆議院本会議で可決された給特法改正案では6年後までに教職調整額を4%から10%にまで引き上げるとともに、附則にて4年後までに教員の時間外勤務を月平均30時間程度まで削減する目標や、義務標準法の改正によって来年度より公立中学校での35人学級を実現できるように必要な措置を講ずることが盛り込まれました。

給特法改正案において、教員の多忙化に歯止めをかけるとともに、すでに35人学級と

なっている小学校同様に、中学校での35人学級実現への目標が明記されたことには大いに期待したいと思います。名古屋市では市独自の財源によって、すでに小学校1・2年生で30人学級、3~6年生で35人学級、中学校1年生で35人学級が実現しています。しかし、35人学級は国際的に見ればまだ大きなクラスサイズです。学校においてすべての子どもが権利の主体となり、子どもの権利が保障されるように、より小さなクラスサイズの実現が目指されるとともに、複数担任制によってクラスに複数の大人の目が入ることも効果的であると考えられます。また、教員が教員研修や病気、家庭の事情などで休むことを前提とし、教員にとっても人間らしく働ける環境を実現するゆとりのある教員配置がのぞましいと考えます（2023（令和5）年度活動報告書37頁参照）。

4 子どもの声を聞く難しさ

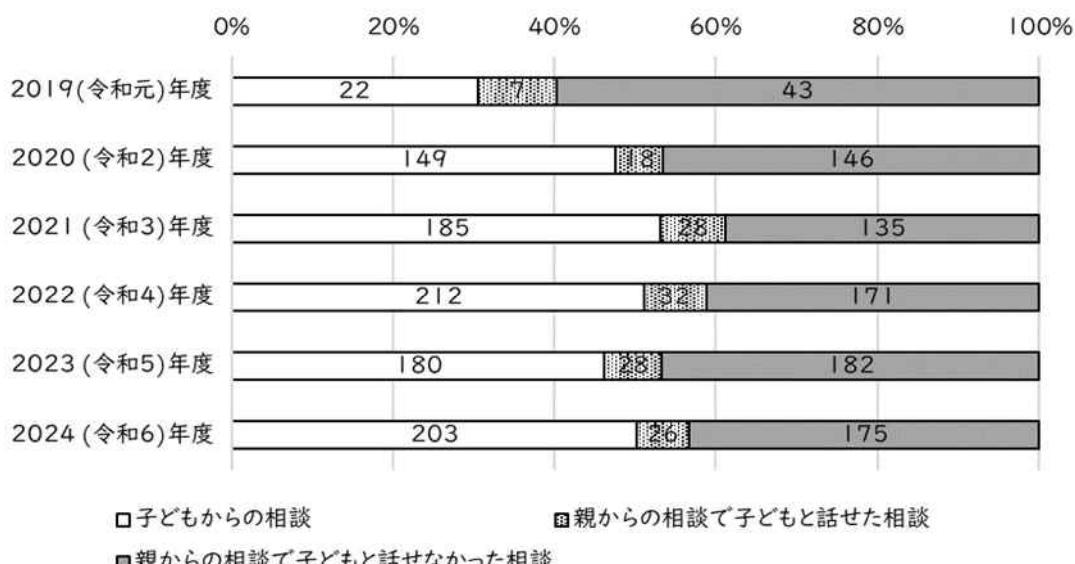
（1）子どもの意見表明権（意見を聽かれる子どもの権利）

「なごもっか」では、まず子どもの声に耳を傾けることから相談がスタートします。これは、1989（平成元）年に国連で採択された「子どもの権利条約」第12条「子どもの意見表明権」に基づくものです。子どもは、自分に関わるあらゆる事柄について、自由に意見を述べる権利を持っています。英語では *the right to be heard* と表現されることからも分かるように、単に意見を言うだけでなく、その意見がきちんと聽かれることが重要です。

また、なごや子どもの権利条例でも、第7条に「主体的に参加する権利」が定められており、意見を表明する機会が与えられること、意見が尊重されること、意見表明のために必要な情報提供や支援が受けられることが保障されています。

（2）相談件数にみられる特徴

下図は、2019（令和元）年度から2024（令和6）年度までの初回相談における、子どもからの相談件数、大人からの相談で子どもと話せた件数、大人からの相談で子どもと話せなかった件数（割合）を示しています。



この図から分かるように、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度にかけては、子どもからの相談割合が増加していました。しかし2022（令和4）年度には、子どもの相談件数自体は前年より増加したものの、大人からの相談のうち子どもと話せなかつた件数が増えました。2023（令和5）年度には、子どもからの相談が減少する一方、大人からの相談は増加し、2024（令和6）年度は、子どもからの相談が微増しましたが、それでも全体の半数程度となっています。子どもからの相談件数の伸び悩みの背景の一つに、潜在的な相談ニーズを抱えながら、相談に至れない子どもがいる可能性を考えています。出張相談などの新たなチャレンジが必要な時期にきているのかもしれません。どのようにすれば子どもたちとよりよくつながれるか、引き続き模索していきたいと思っています。

（3）子どもの声を聴けているか？

これまでの相談を振り返ると、子どもと直接話すことができていても、果たして本当の声を聴けていたのか、立ち止まって考えさせられる場面もありました。以下では、子どもと親の面談を例に整理してみたいと思います。

① 大人が子どもを代弁する場合

大人、主に同行している親が、子どもの話を代弁してしまうことがあります。「なごもっか」では、年齢に関係なく子ども自身の声を大切にしていますが、初対面の私たちに緊張し、「親と一緒にいい」と希望する子どももおり、親子同席で面談を行う場合もあります。その際は、子どもに「〇〇さんはどう思う？」と尋ねたり、大人に「お子さんの考えも聞かせてください」とお願いしたりして、できるだけ子どもの話と大人の話を切り分けることを心がけています。

一方で、「子どもが話せないから私が話している」や「子どもにとって話すことが負担になっている」といった大人の主張に直面することもあります。もちろん、子どもの年齢や特性、状況によってはその通りであることもありますが、これまでの経験から、身近な大人だからこそ、子どもの本心とズレが生じることも少なくないと感じます。中には子どもの困り感に共鳴するあまり、大人の感情があふれ出てしまう相談もみられます。「なごもっか」では、そうした大人の気持ちにも寄り添いながら、それでもなお、子ども自身を中心とした解決を最優先に据えています。ある大人は、そのようなやりとりを経る中で、「子どもの気持ちを第一に考えてほしい」と話してくれるようになりました。大人に、「子どもの意見表明権」について考えてもらうことも、私たちの重要な役割の一つと捉えています。

② 子どもが大人を代弁する場合

逆に、子どもが大人の考え方や気持ちを代弁しているのではないかと思える相談もあります。たとえば、子どもの語る内容が相談の途中に急に変わったり、話される内容から、周囲の大人の課題であると推察されたりする場合などです。

このようなケースは、大人の困り感に子どもが巻き込まれてしまっている場合に見受けられます。子ども自身は、こうした自分の状況を認識しにくく、周囲の大人が抱える課題や悩みを自分が解決しようと無意識に抱え込んでしまっていると感じられます。ある子どもは、何度も相談を重ねる中で、ようやく「親が悩んでいる姿を見るのが嫌

だった」と打ち明けてくれました。大人を思いやる優しさに胸を打たれる一方で、本来大人が抱えるべき責任を、子どもが背負わざるを得ない現実に、複雑な思いを抱きます。

こうした子どもの想いに理解を示しつつも、子どもの最善の利益という観点から、「なごもっか」では、誰が主体となる相談なのかを子どもと一緒に考えていきます。そのためには、子どもの話を丁寧に整理し、紐解きながら、子どもの本当の気持ちがどこにあるのかを探っていく姿勢が必要だと感じています。

V 広報・啓発活動

擁護委員条例では、子どもの権利を守る文化及び社会を実現するため、擁護委員の所掌事務として第3条第4号に「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」と定めています。

I 配付物等を活用した広報活動 ※資料の縮小版を44頁以降に掲載しています。

(1) 機関紙「なごもっか通信」

子どもに子どもの権利相談室「なごもっか」のこと、子どもの権利に関することを知つてもらえるよう、幅広く配付しました。

○配付対象:市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校・保育所・幼稚園等

○配付時期:(第11号) 2024(令和6)年6月

(第12号) 2025(令和7)年1月

(2) カード

子どもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを配付しました。

なお、12月に配付したカードは、つなぎなごもんずのメンバーにデザインや相談例を投票してもらい作成したものです。

○配付対象:市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校等

○配付時期:2024(令和6)年5月、12月

加えて、市内のコンビニエンスストアや調剤薬局等でも配布しました。

(3) リーフレット

リーフレットを作成し、配布しています。学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版の2種を作成するとともに、外国語版として、英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語・韓国語・スペイン語についても用意しています。

○配布場所:市の関係機関等

(4) 「なごもんレター」

子どもが相談しやすいように、「なごもっか」に相談したいことを書いて、折りたたんで糊付けしてそのまま手紙として送ることができます。権利学習などの訪問先や児童館などで配布しています。

(5) 関係機関向けリーフレット

学校や保育所・幼稚園、学童・トワイライトスクールなど、子どもにかかる大人に「なごもっか」や子どもの権利について理解を深めてもらうためのリーフレットを作成、配付しています。

(6) その他、オリジナルの折り紙やシール、しおりをはじめとする各種グッズを作製し、広報・啓発活動に活用しています。

2 各種広報媒体を活用した広報活動

(1) 「なごもっか」公式ウェブサイト

「なごもっか」や子どもの権利について、たくさん的人に知ってもらえるように、2024(令和6)年3月に子ども向けウェブサイトをオープンしました。悩んだときは、「なごもっか」という相談できる場所があることや、子どもの権利について子どもの皆さんに知ってもらえるよう、「くわしい版」と「やさしい版」を設けています。また、定期的に擁護委員と相談員が、子どもの権利や「なごもっか」の様子などを『「なごもっか」のつぶやき』として掲載しています。

<<https://nagomokka.city.nagoya.jp>>



(2) アニメ動画

2024(令和6)年度、名古屋市立若宮商業高等学校の課題研究「ビジネスアニメ」の授業で、「なごもっか」を紹介するアニメ動画(4作品)を制作してくれました。

「なごもっか」公式ウェブサイトに掲載しています。

<<https://nagomokka.city.nagoya.jp/detailed/active/others/>>



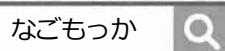
(3) SNS 広告

つなぎなごもんずの作品を使った動画広告を作成し、2025(令和7)年3月3日～3月31日まで YouTube や Instagram で配信しました。

(4) 市公式ウェブサイト

「なごもっか」の取組みや相談方法など基本的な情報の他、最新情報や活動等を隨時掲載しています。

< <https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000154568.html>>



(5) 公式 X

「なごもっか」の活動や子どもの権利についての情報などを配信するため、2020(令和2)年5月に公式 X を開設、情報を発信しています。

アカウント名：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

@NagomokkaNagoya



(6) YouTube

これまでの「なごもっか」の活動報告についての動画を掲載しています。

<<https://www.youtube.com/@nagomokka/featured>>



(7) 生涯学習課 e-(えー)ねっと＊なごや

インターネット講座「e-(えー)ねっと＊なごや」の「親学のススメ」内で、教育委員会生涯学習部生涯学習課と共同で作成した講座「『子どもの権利』ってなんだろう?」の学習コンテンツ動画をご覧いただけます。

<<https://www.youtube.com/watch?v=JIKtIQ84gZs>>



(8) 地下鉄広告

○構内ホーム柵

掲出場所：名古屋市営地下鉄名城線久屋大通駅、上前津駅

掲出期間：2024（令和6）年11月

○構内ホーム柵

掲出場所：名古屋市営地下鉄名城線ナゴヤドーム前矢田駅

掲出期間：2024（令和6）年12月

○地下鉄中吊り広告

掲出場所：名古屋市営地下鉄全線

掲出期間：2024（令和6）年11月18日～12月1日

3 講演、活動報告会等

講演会、各種会議、研修会、ワークショップ等の場に擁護委員が出向き、講師として子どもの権利に関する普及啓発を行う取組みを57件実施しました。

2024（令和6）年度は、7～8月に子ども向け活動報告会を、児童館2か所及び青少年交流プラザスクエアの計3か所で開催しました。また、大人向け活動報告会として8月に「子どもの権利セミナー＆令和5年度なごもっか活動報告会」を行いました。

	実施日	名称	対象者	従事委員
1	4月15日	新規事業者等各種ガイドライン研修	新設の保育所等の職員	谷口委員
2	5月14日	児童発達支援・放課後等デイサービス事業の管理者・従事者向け研修	職員	川口委員
3	6月4日	高針台中学校1年生向け権利学習	中学1年生	粕田委員
4	6月9日	学習支援巡回指導者向け研修	職員	川口委員
5	6月13日	保育所子育て支援センター	保護者	粕田委員
6	6月21日	中学校・高等学校教職員向け研修	教職員	川口委員
7	6月22日	部活動外部顧問・外部指導者研修	外部顧問・外部指導者	粕田委員
8	6月25日	名東区学童保育支援員向け研修	職員	川口委員
9	7月2日	トワイライト運営指導者、学童保育指導員等研修	職員	間宮委員

	実施日	名称	対象者	従事委員
10	7月8日	こどもデイサービス nico 職員向け研修	職員	粕田委員
11	7月20日	保育園保育士向け研修	職員	吉住委員
12	7月26日	「なごもっか」子ども向け活動報告会 @天白児童館	子ども	谷口委員
13	7月26日	中央児童相談所一時保護所子どもの権利学習(第1回)	保護されている 子ども	谷口委員
14	7月30日	北生涯学習センター	市民	吉住委員
15	8月5日	生涯学習課人権担当者向け研修	職員	間宮委員
16	8月6日	「なごもっか」子ども向け活動報告会 @青少年交流プラザユーススクエア	子ども	川口委員
17	8月19日	「なごもっか」子ども向け活動報告会 @中川児童館	子ども	粕田委員
18	8月24日	名古屋市子どもの権利セミナー＆「なごもっか」活動報告会	市民	全員
19	9月2日	道徳小学校教職員向け子どもの権利研修	教職員	川口委員
20	9月12日	株式会社 S.I.C 児童指導員向け権利研修	職員	粕田委員
21	9月12日	千鳥丘中学校全校生徒向け権利学習	中学1～3年生	谷口委員
22	9月20日	黒石小学校 PTA 家庭教育セミナー	黒石小学校 PTA	谷口委員
23	10月18日	名古屋大学法学部社会保障法ゼミ(市政出前トーク)	大学生	間宮委員
24	10月25日	中央児童相談所一時保護所子どもの権利学習(第2回)	保護されている 子ども	谷口委員
25	10月28日	名古屋人権擁護委員協議会 第3地区委員会	人権擁護委員、 法務局職員、 区役所職員	川口委員
26	11月6日	小中学校校長会生徒指導委員会研修	教職員	間宮委員
27	11月7日	熱田生涯学習センター	市民	粕田委員
28	11月11日	平針北学童保育クラブ子ども向け権利学習	児童	谷口委員
29	11月18日	西部児童相談所一時保護所子どもの権利学習(第1回)	保護されている 子ども	谷口委員
30	11月19日	2年目校(園)長研修	教職員	粕田委員
31	11月21日	一色中学校全校生徒向け権利学習	中学1～3年生	吉住委員
32	11月25日	東部児童相談所一時保護所子どもの権利学習(第1回)	保護されている 子ども	谷口委員

	実施日	名称	対象者	従事委員
33	11月27日	学校部活動指導者研修	部活動指導者 (教職員)	間宮委員
34	11月28日	中区障害者自立支援連絡協議会	支援者	川口委員
35	12月5日	名北小学校1・2年生向け権利学習	小学1・2年生	粕田委員 川口委員 吉住委員
36	12月5日	桶狭間小学校教職員向け研修	教職員	間宮委員
37	12月9日	桜田中学校全校生徒向け権利学習	中学1～3年生	間宮委員
38	12月12日	梅森坂小学校教職員向け研修	教職員	吉住委員
39	12月13日	保育園職員等向け研修	保護者・職員	谷口委員
40	12月16日	高針小学校5年生向け権利学習	小学5年生	川口委員
41	12月17日	駒方中学校全校生徒向け権利学習	中学1～3年生	谷口委員
42	1月16日	名古屋市家庭訪問型相談支援事業及び名古屋市ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業受託事業者向け研修	事業者	川口委員
43	1月18日	幼児教育研究会昭和支部	加盟園の職員	間宮委員
44	2月1日	みんなの人権まなび場	市民	間宮委員
45	2月6日	中央児童相談所一時保護所子どもの権利学習(第3回)	保護されている子ども	谷口委員
46	2月14日	東部児童相談所一時保護所子どもの権利学習(第2回)	保護されている子ども	谷口委員
47	2月14日	名広愛児園職員向け研修	職員	谷口委員
48	2月17日	西部児童相談所一時保護所子どもの権利学習(第2回)	保護されている子ども	谷口委員
49	2月18日	中学校教職員向け研修	教職員	吉住委員
50	2月20日	桜山中学校教職員向け研修	教職員	谷口委員
51	2月27日	衆善会保育園保育士向け研修	職員	谷口委員
52	2月27日	昭和区社会福祉協議会	支援者等	粕田委員
53	2月27日	児童養護施設金城六華園職員向け研修	職員	谷口委員
54	3月6日	緑区子育て支援ネットワーク連絡会	支援者	粕田委員
55	3月7日	セーブ・ザ・チルドレン第5回自治体職員向け勉強会	自治体職員等	間宮委員
56	3月15日	子どもの権利のお話し会 @とだがわこどもランド	子ども	吉住委員
57	3月25日	西部地域療育センター職員向け研修	職員	粕田委員



子ども向け権利学習の様子



教職員向け研修の様子

「なごもっか」では、子どもの権利の普及啓発として、講演やワークショップ等の活動に力を入れています。子ども向け、大人向け、のいずれも対応できます。
ご希望の方は、お気軽に「なごもっか」事務局までお問い合わせください。
一緒に子どもの権利について考え、広めていきましょう。
詳しくは「なごもっか」公式ウェブサイトでご案内しています。



「なごもっか」事務局

子ども青少年局子ども未来企画課(分室)TEL:052-211-8071

4 児童相談所一時保護所での子どもの権利学習

2021(令和3)年度から、名古屋市中央児童相談所一時保護所において子どもの権利学習を行っています。2024(令和6)年度は、中央児童相談所に加え、西部児童相談所と東部児童相談所一時保護所でも権利学習をはじめました。中央児童相談所は3回、西部児童相談所と東部児童相談所はそれぞれ2回開催しました(37~38頁参照)。テーマは、小学生・中学生・高校生等の子どもに「『子どもの権利』ってなあに?」と題したものと、コラージュを用いたワークショップ形式の2種類の内容を交互に行いました。

一時保護所は、子どもの安全を確保し、子どもの環境を含めた状況を把握するために一時的に子どもが生活する場所です。子どもの中には、虐待やその他の養育上の理由によって権利侵害の危機にあったり、権利が脅かされてきた場合もあります。子どもの権利条約には、「できる限りその父母によって養育される権利(第7条)」や「その父母の意思に反して分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が(中略)子どもの最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りではない(第9条)」とあります。一時保護中は、家族や学校をはじめ外部との交流等、子どもの安全確保のため権利が制限されることもあります。他にも条約に照らし合わせると、制限されている権利があります。一方で条約では、締約国は父母等からの虐待や搾取等から「児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる(第19条)」とあります。厳しい環境にあった子どもたちにとっては、一時保護所にいることで守られる権利も多くあります。なぜ、制限される権利があるのか、どのような権利が守られているのか、子ども自身には知る権利があります。

2024(令和6)年度から新たに始めた権利学習に「コラージュを用いたワークショップ」



コラージュの例① ※子どもが実際に作成したものではありません

があります。こちらは、全部で35種類あるなごもんのイラストのカードを子どもたちに渡し、「あなたがあなたらしく生きるために欠かせないもの」と記載した台紙にカードを乗せていくというものです。イラストによって自分の気持ちに気付くことができたり、子どもたちはたった一人の自分、自分しさに出会うことができます。コラージュの後、子どもと「これってどういう気持ち?」と絵の解釈を話す時間も設けました。同じイラストでも、子どもたちの声もさまざまです。

鍵穴の中になごもんがいるイラストでは、「自分だけの秘密がある」という声や「一人でクールダウンする場所がほしい」といった声もありました。たくさんのイラストを乗せている子どももいれば、おにぎりを食べるなごもん、寝ているなごもん、ゲームをしているなごもんの3つのイラストのみを乗せて、「ゲームとごはんと睡眠さえあれば良い」と教えてくる子どももいます。

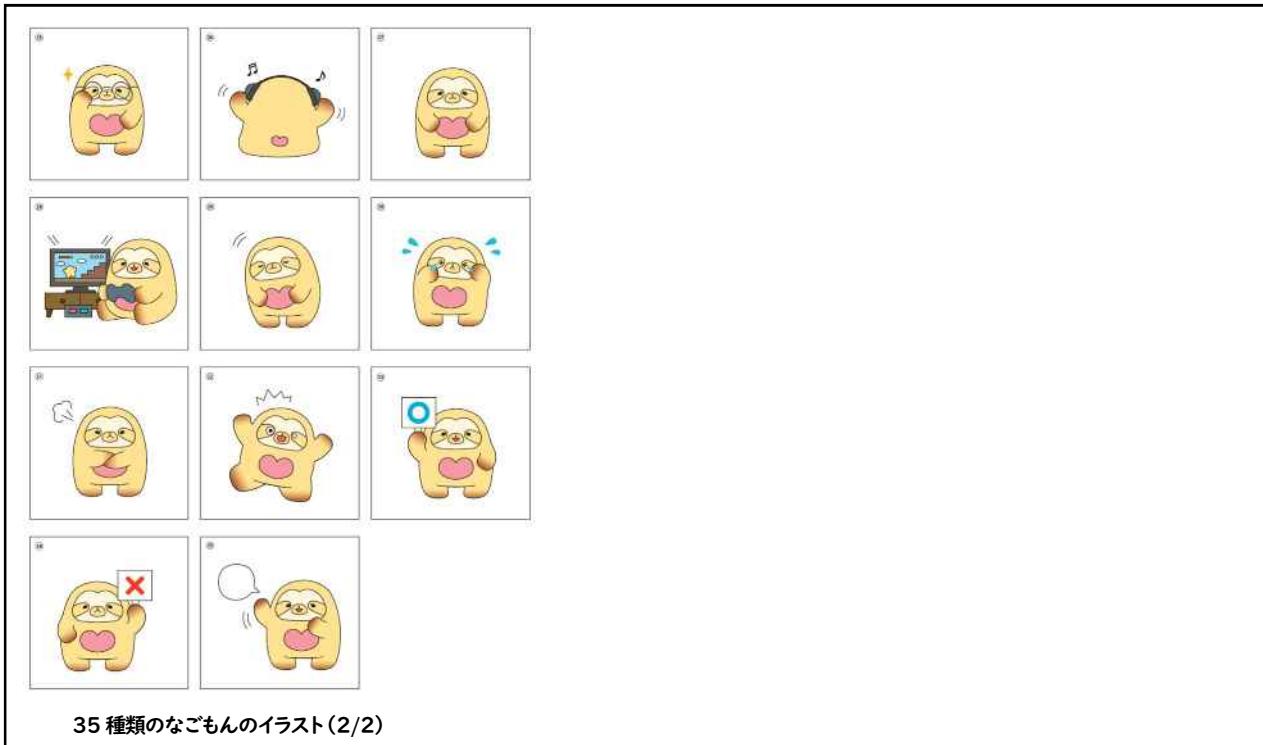
こうした話し合いの後に自分が自分らしく生きることは権利なんだ、という話をします。そして、自分に権利があるように誰にでも権利があることを、なごや子どもの権利条例とともに伝えて



います。コラージュは、子どもたちから好評で、「保護所を出た後にお母さんと一緒にやってみたい!」といったリクエストもありました。権利学習では子どもたちに権利があること、困った時には相談してほしいこと、なごもっかは一緒に考えるよということを伝えています。併せて、「なごもんレター」を紹介しています。一時保護所退所時には、「なごもんレター」と「なごもっか」のパンフレットを児童相談所の職員から必要に応じて渡すように依頼しています。引き続き、2025(令和7)年度も定期的に一時保護所における子どもの権利学習を行っていく予定です。



35種類のなごもんのイラスト(1/2)



5 子どもに身近な場所での広報・啓発

「なごもっか」をもっと身近に感じてもらえるよう、児童館など子どもが利用する施設に出向き広報・啓発活動に取り組みました。

(1) 鶴舞中央図書館

○実施日: 2025(令和7)年1月18日～2月20日

○内容: パネル展示(大切だと思う子どもの権利を選んでシール投票)

擁護委員がおススメする本や関連本の紹介

(2) とだがわこどもランド

○実施日: 2025(令和7)年3月15日

○内容: 「なごもっか」や子どもの権利に関するクイズラリー

子どもの権利のお話し会

(3) 児童館

相談員が定期的に児童館に出向き子どもと交流する取り組みを、以下の児童館で実施しました。

○実施日及び場所: 2025(令和7)年3月25日 中川児童館

2025(令和7)年3月28日 天白児童館



なごもっかビランド名古屋市子どもの権利相談室なごもっか会報
3/15『子ども315(サイコー)DAY企画』
とだがわこどもランドで、
なごもっかといっしょにあそぼう！

クイズはサイコー！子どもの権利クイズラリー
子どもの権利やなごもっかのことを楽しく知るね。
日時 3/15(土) 11:00～16:00
場所 国内
(スタートは本館エントランス)
定員 先着100名
参加方法 エントランスで受付

なごもっか！子どもの権利お話し会
子どもの権利について
子どもの権利擁護委員がわかりやすくお話しします。
日時 3/15(土) 15:00～15:30
場所 会議室
対象 みんな(おうちの人も参加できます)
申込はいりません

お問い合わせは、なごもっか事務局まで(TEL:052-211-8071)

6 観察等の受入れ

「なごもっか」では、子どもの権利の普及啓発や国内における子どもの権利擁護機関設置推進を目的に、子どもや他の自治体などからの観察等の依頼に対応しています。

2024（令和6）年度は、7つの自治体等の観察に加え、名東高校国際英語科のみなさんがフィールドワークのため「なごもっか」へ来てくれ、擁護委員へインタビューを行いました。



(資料1) 機関紙「なごもっか通信」

第11号(小学生版)

This image shows a single page from the official website of the Nagomotcha Children's Rights Office (名ごもっか). The page is filled with colorful illustrations and text in Japanese, designed to educate children about their rights.

Top Left: A large, friendly cartoon character of a child with a speech bubble that reads "なごもっか". Below it is the text "子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994".

Top Center: The title "なごもっか" is prominently displayed in large, bold letters. Above the title, there is a small illustration of a smiling child.

Top Right: The date "2024年6月 第11号" and the text "平成36年6月号" are at the top right.

Section 1: 子どもの権利相談室 (Children's Rights Consultation Room)

Section 2: なごや子どもの権利条例 (Nagoya Children's Rights Ordinance)

Section 3: なごや子どもの権利条例の大切な4つのこと (Four Important Points of the Nagoya Children's Rights Ordinance)

Section 4: なごや子どもの権利条例からのメッセージ (Messages from the Nagoya Children's Rights Ordinance)

Section 5: なごもっかの活動報告 (Report on Nagomotcha Activities)

Section 6: なごもっかが児童館へ行きます! (Nagomotcha Visits the Children's Center)

Section 7: クイズ (Quiz)

Section 8: 答え (Answer)

第11号(中学生・高校生・保護者版)

第12号(小学生版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

なごもっか 通信

名古屋市 子どもの権利相談室

「つなぎなごもんず」の活動をお知らせします。

みんなに知つてもらつたための作品作りに取り組みました！

なごもっかや子どもの権利をみんなに知つてもらつたため、つなぎなごもんずのメンバーから試作品を募集し、4～8月に6回集まり、それぞれのチームに分かれて、動画、マンガ、絵描き歌を力を合わせて制作しました。できた作品は、なごもっか公式ウェブサイトで見てもらう予定です。

チームに分かれ作品作り
意見や作品はみんなの前で発表しました。

カードのデザインを選んで決めました！

こんなカードなら相談しやすい！
子どもの権利を守るよ！
『秘密を守るよ』と書いてあると安心感がある。
『学校へ行きたくない』などはよくある悩みなど、たくさんメンバーやが考へました。
12月から学校などを通じてみなさんへ配ります。届いたらぜひ見てくださいね。

「つなぎなごもんず」のメンバーになりませんか？

つなぎなごもんずは、なごもっかや子どもの権利の人たちの人に知つてもらつたため、なごもっかと一緒に活動してくれる仲間たちのことです。11月時点で103名います。名古屋市内に住んでいるか、運動、通学している18歳までの子どもがメンバーになります。メンバーになってくれた方には、「なごもんのキーホルダー」をプレゼントします。

登録はこちから
(締め切り 2月28日)

2023(令和5)年度、こんな相談がありました。

子どもからの相談は180件ありました。なごもっかに話しててくれてありがとうございます。

いろいろな子どもが相談してくれています。

- ・小学校低学年 39件
- ・小学校高学年 49件
- ・中学生1～3年生 34件
- ・高校生1～3年生 38件
- ・学年のわからない子ども 20件

くわしくは、なごもっか公式ウェブサイトを見てね。

あなたも困つたり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか？

お問い合わせは、なごもっか事務局まで(TEL:052-211-8071)

電話で 0120-874-994
おひな屋 052-211-8640
ファックスで 052-211-8072
会って 〒461-0005 東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル階 手紙で

お問い合わせ時間
午前9時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・水・木・金前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
土・午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

鶴舞中央図書館でなごもっかを知つてもらうイベントを行います。

2023(令和5)年1～2月に、子どもの権利やなごもっかを知つてもらうイベントを行います。推薦委員のおススメ本の紹介や、子どものみなさんに参加してもらう内容も考えています。くわしくは、なごもっかの公式ウェブサイトでお知らせしますので、見てくださいね。

お問い合わせは、なごもっか事務局まで(TEL:052-211-8071)

クイズ

Q.子どもの権利のうち
「安全に安心して生きる権利」はどうでしょう？

- 周りから愛されて育てられます。
- 安心して過ごす場所があります。
- いのちが守られます。
- 団つたことやつらいことがあつたら助けられますが。

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォンなどで、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

第12号(中学生・高校生・保護者版)

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

なごもっか 通信

名古屋市 子どもの権利相談室

「つなぎなごもんず」の活動を報告します。

広報のための作品制作に取り組みました！

なごもっかや子どもの権利をみんなに知つてもらつたため、つなぎなごもんずのメンバーから試作品を募集し、4～8月に6回集まり、それぞれのチームに分かれて、動画、マンガ、絵描き歌を力を合わせて制作しました。完成品は、なごもっか公式ウェブサイトで紹介する予定です。

チームに分かれ作品作り
意見や作品はみんなで共有しました。

カードのデザイン投票を行いました！

こんなカードなら相談しやすい！
子どもの権利を守るよ！
『秘密を守るよ』と書いてあると安心感がある。
『学校へ行きたくない』などはよくある悩みなど、たくさんメンバーやが考へました。
12月から学校などを通じてみなさんへ配付しています。届いたらぜひ見てくださいね。

「つなぎなごもんず」メンバー募集中！！

つなぎなごもんずは、なごもっかや子どもの権利を広く知つてもらつたため、なごもっかと一緒に活動してくれる仲間たちのことです。11月時点で103名います。名古屋市内に住んでいるか、運動、通学している18歳までの子どもがメンバーになります。登録してくれた方には、メンバーの証として「なごもんのキーホルダー」をプレゼントします。

登録はこちから
(締め切り 2月28日)

2023(令和5)年度、こんな相談がありました。

子どもからの相談は180件ありました。なごもっかに話しててくれてありがとうございます。

いろいろな子どもが相談してくれています。

- ・小学校低学年 39件
- ・小学校高学年 49件
- ・中学生1～3年生 34件
- ・高校生1～3年生 38件
- ・学年のわからない子ども 20件

くわしくは、なごもっか公式ウェブサイトを見てね。

あなたも困つたり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか？

お問い合わせは、なごもっか事務局まで(TEL:052-211-8071)

電話で 0120-874-994
おひな屋 052-211-8640
ファックスで 052-211-8072
会って 〒461-0005 東区東桜一丁目13番3号 NHK名古屋放送センタービル階 手紙で

お問い合わせ時間
午前9時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・水・木・金前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
土・午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

鶴舞中央図書館で展示イベントを行います。

2023(令和5)年1～2月に、子どもの権利やなごもっかを知つてもらう展示イベントを行います。推薦委員のおススメ本の紹介や、子どものみなさんに参加してもらう企画も考えています。詳しいは、なごもっかの公式ウェブサイトでお知らせしますので、チェックしてくださいね。

お問い合わせは、なごもっか事務局まで(TEL:052-211-8071)

クイズ

Q.子どもの権利のうち
「一人一人が大切にされる権利」はどうでしょう？

- 自分しさが大切にされます。
- 自分の考えを自由にもち、表現できます。
- 周りから認められ、頼りにされます。
- 自分のことで、人に知られたくない時には、それが守られます。

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォン等により、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

(資料2) カード

●5月に配付したカード



●12月に配付したカード(つなぎなごもんずのデザイン投票により作成)



(資料3) リーフレット

①ふりがなあり版

子どもの権利とは?

一人一人がいたせつにされる権利をもっています。

どんなに小さいときも、じぶんのまちがあり、それがたいせつにされることで、あんしんしてじしんをもって大人になっていくことができます。これから大人になる子どもには「子どもの権利」があります。

子どもたちには、

- 「あんせんにあんしんして生きる権利」。
- 「一人一人がいたせつにされる権利」。
- 「のびのびとゆたかにそだつ権利」。
- 「じぶんのまちでさんかする権利」の4つの権利をちゅうしんに、さまざまな権利があります。(なごや子どもの権利条例)

「なごもっか」とは?

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるために相談室です。なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようごいいんがいます。「権利ようご」というのは、権利をまもる、といいういみです。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも「子どもの最善の利益」(その子どもにとっていちばんよいことはなにか)をかんがえています。

みなさんがいけるをいいやすように、いっしょにかんがえ、みなさんのきもちをいたせつにしてかいけつをめぎさします。

なごもっか入り口 (6階です) NHK名古屋放送センタービル

名古屋市 東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(栄駅からオアシス21を出て3分ほどです。)

●相談するには?

調査相談員が対応します。

●子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994
●電話で 052-211-8640
●FAXで 052-211-8072

●会って、手紙で

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(栄駅からオアシス21を出て3分ほどです。)

●相談できる曜日と時間

月	午前11時～午後7時	(受付は午後6時30分まで)
火	午前11時～午後9時	(受付は午後8時30分まで)
水	午前11時～午後5時	(受付は午後6時30分まで)
木	午前8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。 ※祝日、年末年始を除きます。	

なごもっかは、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル

0120-874-994

X 「なごもっか」公式X @NagomokkaNagoya
QRコード
LINE公式アカウント @846npba
QRコード
名古屋市公式ウェブサイト
QRコード

「なごもっか」はどんなことをするの?

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

人に言えないいやなことがある

- 学校に行きたくないなあ
- 仲間にはいれない
- このルールおかしくない?
- ごはんを食べさせてもらえない時がある
- いえのひど
- いじめで悩んでいる
- 話をきいてくれない
- 家のことで自分の時間がない
- その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。

「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

電話、FAX、会って、手紙

「なごもっか」の相談室

子どもの権利に関することであれば、大人も相談できます。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます

調べる・協力する

子どもの権利ようごいいいが関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

解決

権利の回復

元気になった。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に對応や制度の改善を求めるこどもできます。

②ふりがななし版

子どもの権利とは?



人権は、大人だけのものではありません。
すべての子どもは生れながらして一人ひとりかけがえのない
存在として大切にされる「権利」があります。

どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にさ
れることで自分の人生を切り拓いていくことができます。
「なごや子どもの権利条例」では、

- ❶ 安全に安心して生きる権利
- ❷ 一人一人が尊重される権利
- ❸ のびのびと豊かに育つ権利
- ❹ 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心、様々な子どもの
権利があることがうたわれています。

「なごもっか」とは?



子どもの権利相談室「なごもっか」は、
「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づく、子どもの
権利を守るために相談室です。

なごもっかは運営する子どもの権利擁護委員は、他のどの
機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもに
とって一番良いことは何か)を考えながら活動します。

なごもっかはみなさんが自分の意見を言えるように話を聞き、
ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。




なごもっか入口（6階です） NHK名古屋放送センタービル

相談するには?

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

●電話で
大人用電話番号 052-211-8640
子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで
052-211-8072

●会って、手紙で
〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
(JR桜からオアシス21を通って3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

月	午前11時～午後7時	(受付は午後6時30分まで)
火・木・金	午前11時～午後9時	(受付は午後8時30分まで)
土	午前11時～午後5時	(受付は午後4時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。
※祝日、年末年始を除きます。



地図からオアシス21を通り、ビルの地下入り口へ。
エレベーターでお上がりください。

**名古屋市
子どもの権利相談室
なごもっか**

一人で悩まないで、相談してね



子どもの権利相談室「なごもっか」
マスコットキャラクター
なごもん

「なごもっか」は、子どもの権利を
守るために相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

「なごもっか」で検索 なごもっか

X 「なごもっか」公式X @NagomokkaNagoya

LINE公式アカウント @846npgha

QRコード
子ども向けウェブサイト
名古屋市公式
ウェブサイト

QRコードは株式会社アソシエイトの登録商標です。

「なごもっか」はどんなことをするの?



たとえば、こんなときは
「なごもっか」へ相談してみよう

学校に行きたくないな
仲間にはいれない
このルールおかしくない?
話を聞いてくれない
ゆっくりする時間が欲しい
ごはんを食べさせて
もらえない時がある
みんなと違うことはだめなの?
家にいたくない
嫌なこと言っちゃった
部活に行くのがつらい
いじめで悩んでいる

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。
「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と
感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

なごもっかでの相談は調査相談員が対応し、子どもの権利擁護委員は相談・申立て等に基づいて調査・調整を行います。
必要があれば、他の機関等に対し、対応を改めたり、制度を改善したりするように勧告等を行うこともあります。
また、申立てがない場合にでも、相談を受ける中で子どもの権利が守られない制度や状況があることを知ったときには、自ら
調査や勧告等を行う機能をもっています。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、
その他のなごもっか以外の人に
相談内容を伝えません。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見を
じっくり聞きます

調べる・協力する

子どもの権利擁護委員が関係する人たちに
話を聞いたり、協力をお願いします。

解決

どうすればいいか
わかった。
安心した。
元気になった。

勧告・要請

あなたの代わりに
気持ちや意見を
伝えることもできます。

もっとよくしていくために。
他の機関に対して対応や制度の改善を
求める 것도できます。

相談する

電話 FAX
会って 手紙

●子どもの権利に関するご相談
大人も相談できます。

調査・調整

権利の回復

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

(資料4) なごもんレター

料金受取人払郵便
名古屋東局 承認
2087

差出有効期間
2025年8月31日
まで
(切手不要)

4 6 1 - 8 7 9 0
7 3 4

名古屋市東区東桜1丁目13番3号
エコ名古屋放送センタービル6階

なごもんか 行
なごもんの権利相談室

なごもんか

手紙相談

★名古屋市子どもの権利相談室「なごもんか」は子どもの権利を守る相談室です。

★例えば…
「人に言えないイヤなことがある」「家のことで自分の時間がない」「このルール、おかしくない?」「学校に行きたくないなあ」「仲間に入れない」「みんなとちがうのはだめなの?」

★気軽に相談してね。「どうするといいか?」と一緒に考えましょう。

秘密は守ります。

※18歳未満(高校生中学の人も含む)は相談できます

子ども専用フリーダイヤル
はなし きくよ
0120-874-994

★お金はかかりません。公衆電話からなら、お金が戻ります。

★なごもんか公式ウェブサイト

相談できる曜日と時間
 ● 月 午前11時～午後7時(受付は6時半まで)
 ● 火・木・金 午前11時～午後9時(受付は8時半まで)
 ● 土 午前11時～午後5時(受付は4時半まで)
 ※祝日、年末年始を除きます
 午後8時以降に直談を希望する場合は事前に連絡してください。

名古屋市子どもの権利相談室「なごもんか」

のりづけ ②
手紙を書いて、のりづけ①にのりをぬる
やまおり①をおる

のりづけ ③
のりづけ②と③にのりをぬる
やまおり②でおる

ポストにいれる
2025年8月31日まで
切手はいらないよ。
マスコットキャラクター
なごもん

のりづけ ②

のりづけ ①

のりづけ ①

のりづけ ②

のりづけ ③
因っていることや悩んでいることを教えてください。
秘密は守ります

なごもんかからの返事は? (① ②の中から選んで□を✓チェックしてね)

相談してくれてありがとう。もしあなたが「なごもんか」からの返事がほしいときは、あなたの名前と、手紙の送り先や、電話番号を書いてください。返事がほしい時は苦がなくていいですよ。

ふりがな
名 前

なごもんかからのお返事は?
 ①手紙がほしい
 □住んでいるところに
 □学校に
 □それ以外の場所に
 □分かってもよい
 □分からないようにしてほしい
 手紙を送つてほしい場所の住所を書いてください。学校に通る場合は学級名を書いてください。

②電話がほしい
 □あなた以外が電話に出た時
 □なごもんかと名乗ってよい
 □なごもんかと名乗らず電話を切ってほしい
 かけてもいい時間は○をつけてください。
 月・火・水・金・土 / 午前・午後・夕方

のりづけ ①

のりづけ ①

のりづけ ②

(資料5) 地下鉄構内ホーム柵



(資料6) 中吊り広告



VI シンポジウム・研修

I シンポジウム

(1)『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム

子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等が連携・協力して、「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム」が2002(平成14)年から毎年開催されています。

2024(令和6)年度は2025(令和7)年2月22日～2月23日に名古屋市で開催され、擁護委員、調査相談員及び事務局が参加し、第1分科会「子どもの相談・救済」において、擁護委員が基調講演を行うとともに、「申立人である子どもと協働した制度改善の取組み」を報告しました。

また、2月24日に開催された「子どもの相談・救済に関する関係者会議」(非公開)に擁護委員、調査相談員及び事務局が参加し、擁護委員がコーディネーターを務めました。



(2) 2024年度東海地区「子ども条例」ネットワーク交流集会

東海地区「子ども条例」ネットワークは、東海地区において、子どもの権利保障や子ども条例、子ども施策、子どもにやさしいまちづくり等に関わる活動を担い、また、関心をもつ人々や自治体関係者が集まり、意見交換等を行うことを目的としています。

2024(令和6)年度は2024(令和6)年12月8日に三重県名張市で交流集会が開催され、擁護委員、調査相談員が参加しました。

(3) 日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN)第30回学術集会かがわ大会

2024(令和6)年11月30日～12月1日に香川県高松市で開催された「日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会」に、擁護委員、調査相談員及び事務局が参加しました。擁護委員及び調査相談員が、川西市子どもの人権オブズパーソン・調査相談員とともに公募シンポジウム（「地方自治体における子どもの権利擁護機関で子どもの『声』を聴く意義と課題」）を発表しました。

2 主な外部研修

(1) 愛知県・名古屋市ヤングケアラー支援関係者研修会

日 時	2024(令和6)年8月5日(月)
主 催	愛知県、名古屋市
テ ー マ	ヤングケアラー
参 加 者	調査相談員2名

(2) 日本電話相談学会第37回大会(オンライン)

日 時	2024(令和6)年11月23日(土)～24日(日)
主 催	日本電話相談学会
テ ー マ	頻回通話者を考える～非対面相談における相談構造～
参 加 者	23日：調査相談員6名 24日：調査相談員5名

(3) 名古屋市ヤングケアラー支援事業支援関係者研修会

日 時	2025(令和7)年2月27日(木)
主 催	名古屋市
テ ー マ	ヤングケアラー
参 加 者	調査相談員4名

3 内部研修

調査相談員向けの研修は、次のように実施しました。

(1) 外部講師による研修(敬称略、講師の所属等は研修実施時点のもの)

日程	講師(所属等)	内容
9月11日	杉岡 正典(名古屋大学 心の発達支援研究実践センター)	ゲートキーパー研修※
11月13日	加藤 理絵(名古屋国際センター 事業課主査(多言語・相談)) 高瀬 由有紀(名古屋国際センター 海外児童生徒教育相談員)	外国人児童、生徒、保護者の 理解について
2月5日	杉岡 正典(名古屋大学 心の発達支援研究実践センター)	支援者ケア

※健康福祉局所管「ゲートキーパー研修講師派遣事業」を利用

(2) 擁護委員による研修

擁護委員のそれぞれの専門性を活かし、調査相談員に対し、擁護委員が研修を複数回実施しました。

(3) 他支援機関の見学

他支援機関の理解促進のため、調査相談員がなごやフレンドリーナウ及び名古屋市子ども・若者総合相談センターを見学させていただきました。

なごもっかってこんなところ！



子どもの権利を守るための相談室です。
悩みや心配ごと、どんなことでも相談できます。
あなたの気持ちを聞いて、あなたにとって一番いいことを一緒に考えます。



なごもっか

入りぐち
入口



入りぐち
入口カウンター



プレイコーナー

絵本や折り紙、カードゲームなど
遊びながらお話しもできるよ



めんだんしつ
面談室1



めんだんしつ
面談室2

なごもっかのマスコットキャラクター
なごもんです！よろしくね！



なごもっかにいるのはどんなひと？



調査相談員

みんなの話を最初に聞く人です。

10人以上の相談員がいます。



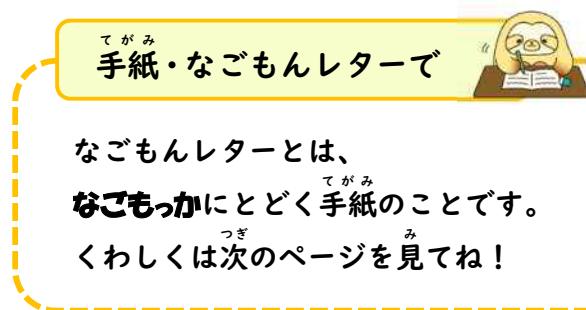
子どもの権利擁護委員

いっしょに考えたり、いろんな人に
お願いしたりする人です。
5人の擁護委員がいます。

なごもっかにはどうやって相談するの？



相談できる曜日と時間	ようび	じかん
・月	11:00 ~ 夜7:00	よる
・火・木・金	11:00 ~ 夜9:00	よる
・水	11:00 ~ 夕方5:00	ゆうがた
(受付は終了30分前まで)	うけつけ	ふんまえ



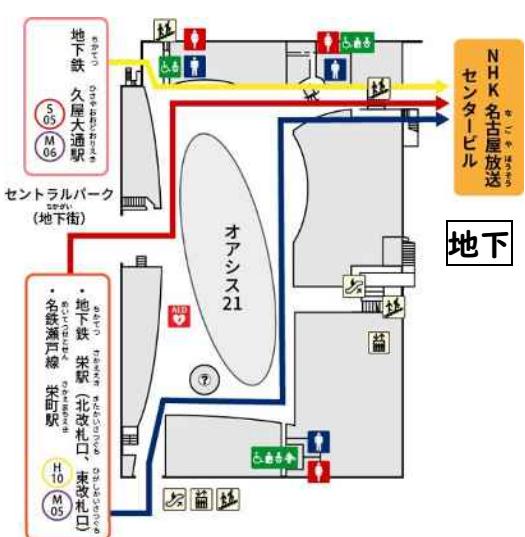
会って

なごもっかに来てもらって、お話を聞きます。
電話かLINEで、予約をしてください。
LINE予約の方法は次のページを見てね。

なごやしひがしきひがしきらいっちょうめ
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階

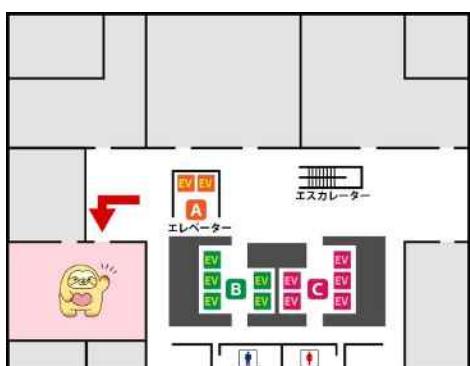
栄駅・久屋大通駅から、なごもっかへの行き方

このビルだよ



地下2階のエレベーターから
6階に上がって来てください

<6階>



地下街から
地上に出ないで行けるよ



なごもっかの相談室があります

こんな相談方法もあります！

◆なごもんレターや手紙での相談◆



★例えば…

なごもっかに手紙が届きました。



おこづかいを増やしてほしい。

お返事と「なごもんレター」を
一緒に送りました。

お手紙をありがとう。

どうすればあなたの気持ちを
わかつてもらえるのかな？

お話をしたことあるかな？



後日、「なごもんレター」が届きました。



話をしたよ。でも無理だった…。

話は聞いてくれたけど、なんで
だめなのか教えてくれなかつた。

お手紙ありがとう。

がんばったんだね。どうして
だめだったのかな…。



※その後も、

何度かお手紙でのやり取りが続きました

◆「なごもんレター」って?? ◆



学校で配られたり
児童館においてあったりするよ

(表)

(裏)

◆初めての面談はLINEで予約ができます。

はじ

めんだん

よやく

2025年〇月〇日(〇) 15:00~16:00

なご丸 〇〇歳

市内在住、一緒に来る人 など

※このあとの返信は自動応答です。

個別の返信はできません。

★日時が決まつたら LINE が届きます。



なご丸さん、
相談の予約日時が決まりました。
予約日時：……

★前日にも確認の LINE が届きます。

※ LINE で相談はできません。

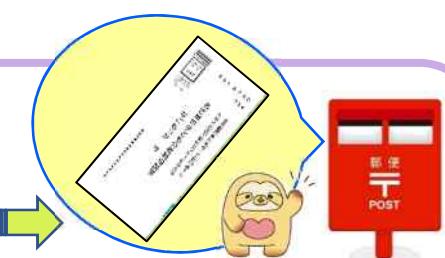
※ LINEアプリからの友だち登録をしてね。

・右の二次元コードを

読み取って友だち登録

・ID「@846npgba」より

友だち登録



裏面に書いて、折って、のり
づけして、郵便ポストへポン！
切手はいらないよ。住所を
書いてくれたらお返事を書くよ。

なごもっか ができること

相談のながれ

話を聞きます



電話で



会って



手紙



FAX

ひみつは 守ります



あなたが「いいよ」と
言わないことはお家の人はや
先生に勝手に言わないよ。

会って話す時は、
お友だちと一緒にでもいいよ
考え方や気持ちは一人ひとり違うので、別々に
聞くようにしていますが、不安や心配な時は
一緒にお話ししてもいいよ。

あなたの気持ちを一番に、 一緒に考えます

調べる・協力してもらう(調査・調整)

あなたの希望にそって、あなたの周りの大人に
話を聞いたり、協力ををお願いしたりします



もっといい方法に直すように
なごもっかが大人たちに意見を伝えます
(勧告・要請)

解決・権利の回復

どうすればいいかわかった



<申立てによる調査・調整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでも「申立て」をすることが
できます。「申立て」があったら、
擁護委員が調査し、必要であれば
調整をします。

※「申立て」がなくても相談にかかる
情報収集等の調整活動をすることができます。

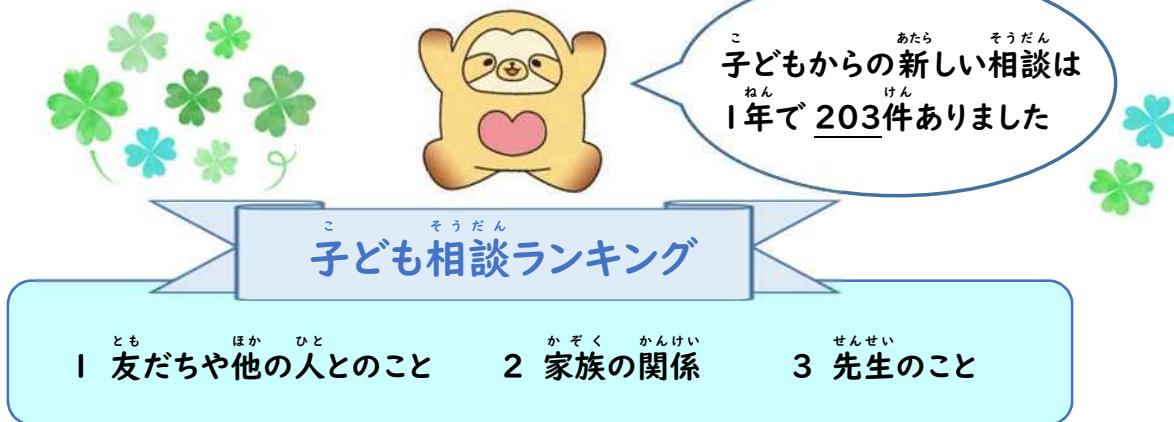
<発意>

相談や申立てがなくても、
子どもの権利侵害があると
思われる場合に、擁護委員の
意思で調査や調整をします。
これを「発意」といいます。

<勧告・要請>

調査や調整の結果、
権利侵害があれば、
権利を回復するために、
他の機関に対して対応や
制度の改善を求めます。

2024年度 活動報告



なごもっか公式ウェブサイトも見てみてね！！

こちらから→



こんな活動もしています！



「つなぎなごもんず」とは、
なごもっかと一緒に活動してくれる仲間たちのことです。
メンバー募集中！！

2024年4月～8月に
なごもっかや権利についての
マンガ、絵かき歌、動画を作りました！



作品は公式ウェブサイト内の
「つなぎなごもんずの部屋」で見られるよ！



2025年3月1日 お披露目会



学校での権利学習

一名古屋市内の小学校や中学校で権利の授業を行いました



子どもの権利について、
なごもっかの擁護委員と相談員が
わかりやすく説明するよ！



むかつどうほうこくかい 子ども向け活動報告会

ねんどしょおこな
—2024年度は3か所で行いました—



[8月6日ユーススクエア]

てんぱくじどうかん
[7月26日天白児童館]



なかがわじどうかん
[8月19日中川児童館]



けんり 権利のお守りを作りました

じぜんきかく
ユーススクエアでの事前企画

「おとな聞いてよ」

たくさんのかたの声になごもっかがこたえました！



つるまちゅうおうどしおかん こけんりとうひょう 鶴舞中央図書館での子どもの権利シール投票



2025年1月18日～2月20日
みんなの好きな権利は何かを
投票してもらいました！

けんり 権利の本もたくさん紹介したよ



とだがわこどもランドでのクイズラリー

2025年3月15日

けんり 権利のクイズラリーを開催！

100人以上の子どもが参加してくれました！

けんり 権利のこと知ってもらえたかな？



おそろいの
はっぴ
なごもん法被でパシャリ



あなたの近くの児童館にも行くかも！？

なかがわじどうかん
[3月25日 中川児童館]

そだいんじんじどうかん
なごもっかの相談員が児童館に出かけて
ちいきここうりゅう
地域の子どもたちと交流をしています。

あそ
遊びにきてね！



かみねんどづくり
紙粘土作り



てんぱくじどうかん
[3月28日 天白児童館]

そうだん

こえ

相談してくれたみんなの声

おとな かって き
大人が勝手に決めないで、
いきん 意見をきいてほしい

きくよ!



すこしすっきり
しました

し 知ってる人や友だちには
はな ひと とも ないよう
話しくい内容だった
き 聞いてもらえてよかったです



じぶん
自分のことを
わかつてもらえると
うれしい

ぶかつどう そうだん
部活動にかかわる相談がありました。
そうだんしゃ がっこう つた ないよう せいり なか
相談者はなごもっかと学校に伝えたい内容を整理する中で、
じぶん がっこう つた き も
「自分で学校に伝えたい」という気持ちになりました。
ごじつ がっこう せんせいがた はな あ
後日、なごもっかとともに学校の先生方と話し合いをしまし
た。その後、相談者から届いた手紙です。

はな
話せる時に友だちに
はな とき とも
話してみようかな



これからはじぶん き も
自分の気持ちを
つた 伝えるようにします



てんわ
電話だとうまく話せない
あ はな
会って話すほうがよい

色々とありがとうございました。

親に伝へても、どうしてもらうこともできず、
直接〇〇先生に抗言義(けいぎ)を貸して
もらうことができず、どんな扱いを
されても我慢するしかないのかと、
悲しく思っていましたが、なごもっかに
出会いて救われました。

大人から見ると僕にも非があるのか
もしれませんが、それを口にせず、
常に僕の心に寄りそって聞いて下さり、
考へて下さり本当にありがとうございました。
なごもっかのおかげで、〇〇君(他の先生)
たちが入って下さる状況になり、公平を攻い合って
もらえるようになったなりました。
本当にありがとうございました。
なごもっかの先生ちご自愛ください。

※個人が特定されないように、〇〇と加工しています。

なごもっかに相談したらどうなるの？

① なごもっかへ電話で相談

学校で友だちの仲間に入れない

なごもっか 子どもの権利相談室です。

あの・・友だちと上手く遊べなくて。

お話を聞かせて。一緒に 考える

「遊ぼう」って言っても断られちゃう。
仲間に入れないから遊べない。

仲間に入れなかつたんだね。
どう思つた？

悲しかつた。

悲しくなつたんだね。
あなたはどうなるといつう？

みんなと仲良く遊びたい。

みんなの気持ちもあなたの気持ちも
大切にされるといつう。

お友だちとはどうしていこうか？

言ってみようかな。でも、言われたら
嫌かなつて思つちゃう。

どうやって言つたら友だちが嫌な思
いをしないか。伝える練習してみよ
うか？

友だちに言ってみようと思う。

上手くいかなかつたり、
どうしたらいいかわからなかつたら
またなごもっかにお話してね。
どうしたらいいか作戦会議しよう。

② なごもっかで会つて相談

親と上手く話ができない

相談できますか？

お部屋が空いてるので
お話しできますよ。

親には言つてこなかつたけど
大丈夫ですか。

大丈夫。秘密は守ります。

友だちには話しにくくし、言つていいか
どうかもわからなつ。

親の言うこともわかる。でも私は
〇〇がしたい。いろいろ考えちゃう。
なかなか言いたいことが言えない。

自分の気持ちを聞いてもらうことは
大切なことだよ。どうしていけばい
いか、何ができるか、あなたの気持ち
を一番に一緒に考えるよ。

たくさん話ができました。
また話したい。

電話で話すこともできるけど
また会つて話せるといつう。
いつだつたらいいかな。

〇月〇日16時以降ならば部活が
ないので来られます。

〇月〇日16時に
また話しましょう。

* 電話で予約してくれるとお部屋が
空いているかどうかわかるよ

なごもっかに相談したらどうなるの？

なごもっかでは、相談者からの相談に基づいて、関係する人たちに話を聞いたり協力を求めたりするなど、相談者の代わりに関係する人たちに気持ちや意見を伝えることがあります。
ここでは学校との話し合いの例を紹介します。（実際の相談をもとに内容を一部変更しています）

相談内容：相談者Aさんの話

学校の友だちのBさんにいじめられている。先生に相談したら、先生はBさんに聞いてくれたけど、Bさんは「いじめていない」と嘘をついた。先生はBさんの言葉を信じて、私に「Bさんと握手して仲直りしよう」と提案した。先生に信じてもらえなくて悲しかった。今もBさんからのいじめが続いている。このままいじめが続くなら、学校に行きたくない。いじめについて、先生からBさんにもう一度聞いて欲しい。

なごもっかの動き

Aさんの希望を受け、相談員と擁護委員が、Aさんの気持ちを学校の先生に伝えることになりました。Aさんの話を先生に伝えたところ、先生は「今もいじめが続いていることは知らなかった。もう一度Bさんから話を聞くことにします」と言ってくれました。

後日、先生から聞いたことをAさんに面談で報告したところ、Aさんは「少し安心した。私も先生と直接話して、自分の気持ちを伝えたい」と言いました。先生たちにAさんの希望を伝え、Aさんと先生の話し合いの場が用意されることになりました。Aさんの希望で、話し合いの場に、相談員と擁護委員も同席しました。話し合いの場でAさんは、自分の思いを直接、先生に伝えることができました。そして、学校もAさんが安心して過ごせるように一緒に考えてくれるようになりました。



Aさん

Bさんにいじめられている。先生に言ったけど信じてもらえなかった。
いじめについて、先生からBさんに聞いて欲しい。



なごもっかと学校との話し合い



なごもっか

Aさんは、いじめについてBさんに聞いてほしいと言っています。

いじめが続いているとは知らなかった。Bさんと話してみます。



せんせい
先生



Aさんになごもっかから結果を報告



Aさん

少し安心した。自分で先生に直接気持ちを伝えたい。



学校での話し合いの場



Aさん

話し合いの場で自分の思いを先生に伝えることができて嬉しかった。



せんせい
先生

その後、学校もAさんが安心して過ごせるように一緒に考えてくれるようになりました



この相談に、主に関係がある権利…
「安全に安心して生きる権利」
「主体的に参加する権利」





こ
けん
り
じょう
れい
なごや子どもの権利条例



すべての子どもが
しあわ
幸せになるように
なごやし
名古屋市がつくった約束です
やくそく



あんぜん あんしん い けんり
安全に安心して生きる権利

- いのち まも
・命が守られます
- まわ あい そだ
・周りから愛されて育てられます
- ぼうりょく まも
・いじめや暴力などから守られます
- あんしん す いばしょ
・安心して過ごせる居場所があります



ひとりひとり たいせつ けんり
一人一人が大切にされる権利

- じぶん たいせつ
・自分らしさが大切にされます
- じゅう かんが ひょうげん
・自由に考え、表現できます
- まわ みど たよ
・周りから認められ、頼りにされます
- たいせつ
・ありのままのあなたが大切にされます



ゆた そだ けんり
のびのびと豊かに育つ権利

- まな
・学ぶことができます
- あそ
・遊ぶことができます
- やす
・ゆっくり休むことができます
- ひと ふ
・いろいろ人と触れあうことができます



しゅたいてき さんか けんり
主体的に参加する権利

- おも かん まわ い
・思ったことや感じたことを周りに言い、
き 聞いてもらうことができます
- じぶん いけん たいせつ
・自分たちの意見が大切にされます
- まわ ひと てつだ
・意見を聞いてもらうために、
周りの人に手伝ってもらえます



そうだんいん
相談員からメッセージ

うまく言葉せなくとも　…よ
なにに困っているのか　わからなくとも　…よ
途中で気持ちが変わっても　…よ
「言えてみようかな」と思ったとき
なんとかを思い出したら　うれしいな



VII 子どもの権利擁護委員による座談会

「なごもっか」の1冊目の活動報告書「2019（令和元）年度活動報告書」では、擁護委員が座談会を行い、擁護委員がそれぞれの立場や思い、そして「なごもっか」の展望等を話し合いました。2025（令和7）年1月24日、「なごもっか」開設5周年を迎えたことを記念し、あらためて擁護委員が集まり、この5年間の歩みを振り返るとともに、さらにこの先の展望等を語り合いました。

実施日：2025（令和7）年4月30日（水）

場所：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」



事務局（以下「事」） 座談会の最初に、まず5年間を振り返っての感想をお一人ずつお願ひします。

吉住委員（以下「吉」） 本当にあつという間だったなというのと、多分5人の中では川口さん除いては最後に加わった人間として専門が心理として何ができるのかなど模索した5年だったかなと思います。その中でちょっとこうなんとなくこんな形でいいのかなっていうのが分かってきた最近かなというところです。今日はどうぞ、よろしくお願ひします。

川口委員（以下「川」） 拥護委員になって2年半が過ぎたところです。教育学の立場で関わらせてもらっています。自分自身もそれまでも子ども中心とか子どもの権利が大事だと思って研究とか自身の活動をやってきたつもりですけれども、「なごもっか」に入った当初は、まだまだ甘かったんだなと感じ、学びの日々です。もっと子どもを中心にして、子どもと一緒に考えるやり方があるんだなということに気づかせてもらいました。

教育学の限界や課題も感じながら、これからどうやって教育学が発展していくかというところについてもいいヒントをもらえる活動をさせてもらっています。今日はどうぞよろしくお願ひします。

谷口委員（以下「谷」） 私は社会福祉学の立場で擁護委員をしています。専門は、児童福祉の中でも社会的養護で、擁護委員になる前は社会的養護を必要とする子どもたちと多く関わってきたので、その意味で広く子どもたちの話しを聞き対話するという5年間だったと思います。

この5年の実践では、子どもの声を聞くということ、そして何が最も良いことなのかということを子どもと「なごもっか」で一緒に考えるということを大切にしてきました。自分として本当にいいなと思うことが、子どもの声を中心に擁護委員5人と相談員と一緒に考えられるということです。

自分でこれが最善の利益なのかと迷ったときに、チームとしてみんなで話し合って、最も良いことというのを考えることを積み上げてきたことはここの財産だと思っています。

間宮委員（以下「間」） 私は豊田市で子どもの権利擁護委員だったのですが、その任期途中からここに立ち上げに関わりました。豊田市で実現できなかったことや課題だと思っていることを名古屋では実現していきたいという観点で、名古屋市の皆さんにもご理解いただいてやれてきたかな、と思っています。

体制としては最初の数年はいろいろありました。子どもの権利に基づく相談というのが

何なのか、というのが社会には全然浸透していなくて、それを相談員たちに理解してもらい、実現していくところにも時間がかかりました。でも、今はとても充実した体制になっていると感じています。

初めての活動報告書での座談会の時に、最初に救済機関を作った兵庫県川西市に追いつきたいみたいな話をしたと思うんですけど、多くの視察依頼や「なごもっか」についての登壇依頼も増え、たくさんのことを見実現できた5年間だったかな、と思っています。基盤作りがしっかりできたと思うし、名古屋市もしっかり予算をつけていただいたおかげでやれたこともたくさんありました。次の5年間、これをベースに、さらに多くの子どもたちの声が聞けるといいなと思っています。

粕田委員（以下「粕」） 皆さん全部しゃべってくれた感じですけども、私も5年間すごくいい経験、勉強をさせてもらったなと思っています。

普段から弁護士の仕事をしていて子どもに関わることが多くあった中でも足りていなかったんだなとか、他職種の擁護委員からはこういう視点があるのかという気づきをとても多くもらったというのもありますし、相談員同士が支え合いながらお仕事をされている姿を見たり、また擁護委員同士も困ったときに他の擁護委員がスッとフォローしてくださったりということも経験して、チームで働く良さ、というのも本当に経験することができました。

子どもたちとの関わりも、困ったときに相談してもらえるような大人でいるためにどうしたらいいかということを常日頃考えながらやっているわけですけれども、そういった気持ちが相談の中だけじゃなくて、子どもたちとの関わりである「つなぎなごもんず」だと、児童館へ行く取り組みだとか、新しい形で発展していっているのを見ると、まだまだ伸びしろのある機関だなと思っていて、ワクワク感がある感じがします。

（事）まず、5年前の座談会で「今後こうしていきたい」と話していたことを振り返りたいと思います。この5年間「なごもっか」は、「子どもと一緒に」ということを大切にして取り組みを進めてきたと感じています。その点から、お話をいただけますでしょうか。

（粕）大人だけでやっているのではやっぱり大人が作った大人の機関になってしまうだろうということで、当初から子どもたちの意見を反映させたい、子どもたちに参画してもらいたいっていう思いがあって、やってきた中で、「つなぎなごもんず」という、お名前も子どもたちに考えてもらったグループが実現できました。つなぎの皆さんから、「なごもっか」をもっとみんなに知ってもらえるためにどうしたらいいだろうかとか、子どもの権利を広げるために何をしていったらいいだろうかっていう意見をもらえて、それが実際に反映できてきたというところがとても大きな出来事だったな、というふうに感じています。

（間）子どもの権利擁護機関への子どもの参画というのは、国連の一般的の意見でも求められていることですし、私たちが独善的にやるということではなく、子どもの意見を取り入れていくというのは、子どもの権利の観点からも必要だと思っているので、私も最初からやりたいというお話をしていたかなと思います。

一方、課題もあります。実際のところ、今、つなぎの子たちは低学年の方が多いので自律的な運営というのは試行錯誤中です。「参画のはしご」のちゃんと上の方に登れているかな、というと、まだまだですね。

（川）つなぎなごもんずを卒業した18歳を過ぎた人たちが、子どもたちを支援する立場でつなぎなごもんずや「なごもっか」に関わってもらえる、というのが次の展開かなと思いますね。子どもたちの気持ちが多分、一番わかる人たちだと思いますので、そういう人たちの協力を得ながら活動ができるといいですね。

(間) 去年配付したカードは、つなぎの子たちに相談しやすいものを選んでもらいましたね。私、中高生向けに文章書いてって言われると、書いたものを自宅で子どもに読んでもらうんですよね。ちょっとこの言葉、難しいとか、この説明わかんないとかっていうふうに教えてもらうんですけど、やっぱり大人では気づかないので。機関紙については、もうちょっと低学年向けにした方がいいかなとか、字が多いかなとかまだ課題感は持っているので、そういうこともつなぎの子たちと一緒に考えていくようなシステムがうまくできていくといいなと思います。

(粕) 1年間とおして企画を去年やってみて思ったんですけど、子どもたちが最初はちょっと緊張していたところから、ここは自由に何を言っても良いところなんだなと感じ取ってくれて、みんなお互いのことを考えながらも自由に自分の意見を言い、その意見をみんなが聞ける経験を子どもたちも積めてきたかなと思っていて、そういう経験を積んでいくことで、子どもたちももっと自発的にやりたいことを教えてくれるようになるんじゃないかなと思っていますので、いい一歩だったんじゃないかなと思いました。

(間) 子どもたち、めちゃくちゃ楽しそうですもんね。

(川) そんな子どもたちが何だろう、もっと子どもの権利をみんなに知ってほしいと言ってくれることは嬉しいですね。

(谷) つなぎに来てくれる子が子どもたちの代表者ではなくて、子どもの中に一人の子どもであるので、ここに来られない子たちもいるということを、私たちは忘れてはいけないと思います。それは子どもの中に分断を作らないっていうことだと思うんですよね。

だから、子どもは子どもの中に差別されないと子どもの権利条約の第2条ですけれども、私たち大人が意識する必要があるかなと思います。

(事) 続いて、報告書における課題提起や国等への意見表明についてもお聞きしたいと思います。実は、他の自治体から事務局へ「どのように国への意見表明をやったの?」と聞かれことがあります。これは本当に「なごもっか」の特徴的な取り組みだと捉えていますが、その経緯や趣旨などを教えていただけますでしょうか。

(間) じゃあ、私から。これは独善的にやっていることではなくて、まず、押さえておきたいのは、子どもの声がベースになっているよっていうところだと思うんですね。

最初に国に対して意見を言ったのは生徒指導提要の改訂でした。教員からの不適切対応を受けて苦しんでいる子どもたちの声っていうのが私たちのところにたくさん寄せられてきていて、それをまずは活動報告書に載せるということをやってきました。

そういう中で生徒指導提要の改訂の話が出てきて、もちろん自治体でやれることもあるんだけれども、国の、特に文科省管轄の分野には、文部事務次官平成6年通知¹があることもあって、子どもの権利というのはなかなか入っていないか。だけど、「なごもっか」にこれだけの子たちが声を上げてくれている。そういう中で、きちんと国に対して言つていけるタイミングなのではないかと。言わなきやいけないし、生徒指導の中にちゃんと子ども権利が根付いていかなきやいけないんじやないかっていう話を実は粕田さんとしていました。私たちの職務権限として何ができるのかと考えたときに、やはりこれは子どもの権利の普及啓発としてやるべきだろうということになりました。他の擁護委員の方にも賛同いただ

1 文部省が子どもの権利条約発効直前に出した通知。条約が発効しても教育関係について特に法令等の改正は必要ないとした。また、特に条約12条などの解釈についても子どもの権利を矮小化していると批判されている。https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm

いて、まず生徒指導提要に関して国に対して意見書を出したということになります。

また、教員の多忙化についても、まさにこれも子どもから先生が忙しくて大変そうだというご相談を受けたり、教員が足りなくて子どもの権利保障ができないことに遭遇したり。それはそれで個別で対応したりとか、名古屋市に対して意見を言ったり、調査したりとか、そういうことはしてきているわけなんですけど、これも法律の壁があるんですよね。「なごもっか」は条例に基づく機関ですけど、実際に子ども権利を守ろうとすると、法律の建つけとか文科省の通知とかがすごい壁になることがあって、本当は国のコミッショナーがあれば、その人たちが言えばいいんですけど、今それがない現状でやっぱりこれは言っていった方がいいんじゃないかなと考えています。

子どもの権利擁護機関と言わるとすごく個別救済のところに目が行きがちですけど、子どもの権利擁護機関の意義っていうのは、私は全体に対して意見を言い、権利侵害の予防に繋げることができるというのが大きいと思っています。

実際に生徒指導提要はうちが意見を言ったことを皮切りに、他の自治体さん議会さんとか弁護士会とかが意見を言って、最終的に生徒指導提要不十分んですけど、子どもの権利ってことが入っていきましたので、やっぱり意見を言っていくということは私たちに求められていることなのかなと思っています。

(川) 名古屋市の教育振興基本計画(コンパス・ぷらん)についてもパブリック・コメントの機会を使って擁護委員からの意見をお伝えしたがありました。独立性のある機関ですが、一緒に名古屋市を良くしたいという気持ちで教育委員会に対してのコメントを出させていただきました。

今後も名古屋市政の中での子どもに関わることについては、子どもの権利の観点から積極的に発言していくことは大事だと考えています。

(粕) 子どもの権利を守る文化と社会を作らねばなりませんね。

(間) やっぱり擁護委員条例第1条が大きい。何をやるにも、子どもの権利を守る文化と社会を作る、そのためには何したらいいのか、私はすごくそこに戻っている感じはしています。

(谷) 拥護委員条例は、名古屋市の子ども・子育て会議である、なごや子ども・子育て支援協議会に位置付けられた子どもの権利擁護機関検討部会で骨子を検討しました。私が部会長をさせていただき、間宮さんも委員として入っていました。他自治体に学んだり、部会以外の場でも随分議論を重ねました。

擁護委員条例第1条は、最初は「子どもの権利を守る社会を作る」だけだったんですね。それに文化を入れて、「子どもの権利を守る社会及び文化を作る」と文化を入れるのはこだわったところです。やはり、子どもの権利を守る社会だけではなく、その文化を作っていくということです。

社会が変わっていくことももちろん大切ですが、その中には人がいます。根付かせていくということは、やはり文化であり、「文化及び社会」がとても大事だと思っていますね。

(間) 調整活動の中でもそうですよね。上から子ども権利を守りなさいみたいな言い方ではなくて、子どもの権利ってものが何なのかっていうことを学校や保護者の方にも理解してもらえるように考えます。文化にすることがすごく大事かなって思って。やっぱり擁護委員条例第1条が指針



になっていますよね。

(事) 「なごもっか」の特徴的な機能として、相談だけでなく、子どもの権利侵害があると判断される場合は、擁護委員自らの意思で発意して調査・調整を行うことができます。この5年間の「なごもっか」ではどのように取り組んできたのか教えてください。

(谷) 初めての発意は、子どもに関わる機関でした。

擁護委員の総意として、「子どもの権利が侵害されていると思われる」と考えるに至り、発意となりました。発意をした後に、調査実施通知書を出します。調査実施通知書を送付後は、その機関に大変に驚かれましたし、抵抗感をもって受け止められました。当然の反応だと思います。

代表の方をはじめ、主任の方と子どもの権利を真ん中に粘り強く時間をかけて対話していました。そして、支援者の方、お一人お一人にお話を伺ったり、何よりその機関に関わる子どもたちに話を聞いて権利侵害と思われる状況を何とか改善していこうということで動き始めました。

調査実施から調査終了まで3年近く、時間はかかりましたが、結果的に、その機関の代表の方から「なごもっかが来てくれてよかったです」と言っていただけました。その後も定期的に職員に向けた子どもの権利研修に呼んでいただいていて、今年も予定しています。

「なごもっか」が上から、「これは子どもの権利侵害だから改善しなさい」と言っていましたが、それは状況は改善しない。子どもの権利を守るという目標は共通しているので、そこに向けて「なごもっか」も一緒に考えていく、ということを伝えつつ、一緒に考えていく努力をしてきました。

(粕) 発意ってなかなか難しいなって思います。じわじわと子どもたちの声が蓄積されていく中で、どのタイミングで我々が踏み切るかっていうところの判断ですよね。

本当に一つ一つのご相談っていうのは、調整に入るものもあれば、立ち消えてしまうものもあったりして、でも根底には同じような問題が流れているんじゃないかなって思ったときに、我々としては根底の部分にアプローチをしなきゃいけないと思うんですけども、それがどういう方向性で何ができるのかっていうイメージが擁護委員で共通になってこないといふくもに入るわけにはいかないので、入るタイミングがなかなかつかめずに、入りたいな、でもまだかな、これはどう入るべきなのかな、というところがちょっとなかなか難しいな、というのが正直今も思っているところです。

もっと積極的にやってもいいのかなと思う反面、やっぱり発意をして何かやるからには一定きちんとした調査を行い調整を行い、というプロセスを経ていかなければいけないので、それなりの擁護機関の負担もありますし、入る先へのご負担もあるということを考えると、ちょっと慎重になってしまっているのかなって迷うところもありますね。

他の擁護委員さんどう感じいらっしゃるか、ちょっとわからないですけれども。

(谷) 「プレ発意」と呼んでおり、すべてではないですが、発意の前に調査をするということをしています。「プレ発意」のまま結果的に発意には至らないものも複数ありますし、「プレ発意」から発意に切り替えたという、段階を踏んで発意をしていることもありますね。

(間) 今の話で言うと、途中で専門調査員を入れていただいたっていうのはすごく大きいかなと思っています。私たち個別救済と諸々でいっぱいいっぱいというところもあるので、しっかり腰を据えて他の自治体がどうなっているかなど調べる時間というではなく、そこは専門調査員さんという制度ができて調べていただけるようになった、というのはすごく

大きいし、他の自治体さんにも広がるといいなと思っています。

(谷) 専門調査員の活用方法について、専門調査員の方にも専門性があるので専門調査員の方が複数いるということは大変心強い一方で、専門調査員の方と情報共有を丁寧にする必要があると考えています。今、そのところが課題になっています。

年に1回、情報共有しながら課題などをお伝えしていますが、本当は色々なことを段階的にお願いしたいと思っています。が、目先のことには手いっぱい過ぎて、本来子どもの権利の基盤をなす国の制度とかに関わるようなことを調査していただきたいという思いはあるものの、なかなか絞り切れずに結果的に依頼できていないことはあります。

(吉) 自分も本当に発意って難しいと思います。子どもの権利擁護機関の役割の一つと思うんですけど、自分は怖いところがあります。正義を掲げていくイメージが自分にはあって、最初、自分たちはどこまでやるんだっていう思いがあったんです。確かに問題は変わらないといけないんですけど、おそらく僕が感じていた怖さ以上のものを、発意を受ける側は感じてるよう思います。一緒に考えるってスタンスで私たちはいるんですけど、相手がどう考えているかについて意識的にならないといけないんじゃないのかなと思います。相手が問題を起こしている施設だった場合、組織のあり方にまで入り込まないといけないような時もあると思うんですけど、私たちの役割として求められているからこそ、こちらのやり方や相手の受け取り方に意識的になっておかないといけないのかなって思います。

(谷) 発意の終わらせ方ですよね。

着地のイメージを持って発意しないといけないと、おそらく共通認識であると思います。だからこそ、着地のイメージがなかなかできないがゆえに発意ができないところはあります。それはやはり制度と大きく関わっているからです。制度というのは国の制度が前提となっているので、ゆえに子どもコミッショナーは必要だということになります。

(間) 本当にコミッショナーがいてくれるとだいぶ楽になると思います。

我々地方はこんなところで困ってるよみたいなことを言つていけるといいですね。私たちが言ったところで国は動くかって言つたら、実際のところは難しいですね。

(事) 続いて、「なごもっか」の体制についてもお聞きしたいと思います。座談会冒頭で「だいぶ充実してきた」と仰っていましたが、事務局としても「まだまだ」と思うところはあります。特に相談員。一生懸命活躍していただいているけれども、擁護委員から相談員に対する思いを、課題感も含めお聞かせください。

(川) 「なごもっか」は15人定員の相談員を抱える大きな相談室です。国内の子どもの権利擁護機関の中で、一番大きい相談室です。

なので、私たち名古屋市子どもの権利擁護委員は、発意とか申立て、国などへの意見書など、相談員たちとチームを組んで動けていける体制が整っています。

相談員には子どもの声をしっかり聞いてもらえてるので、擁護委員は事前に子どもの気持ちや考えを知った上で、子どもの面談に入ることもできます。これは非常にありがたいことです。

「なごもっか」の相談員たちはそれぞれの専門性をお持ちですが、その上で、子どもが安心してお話をできる関係・環境を作り、子どもの意見を聞くという相談員の専門性はもっと評価されるべきだと思います。本当は多くのみなさんができるといいことだと思うんですけど、子どもの声を聞くっていうのは誰もができるわけではないんですね。「なごもっか」では就職された相談員にはしっかりと研修をしますし、相談員になってからも専門

性を維持・向上させるためにずっと学び続けていただいている。

そうした専門性に見合った雇用条件が整えられることを強く願っています。名古屋市にはもうちょっと、いや、もっと考えてほしいですね。これは擁護委員一同の強い思いだと思います。

(谷) 相談員が、立ち上げ当初は10人だったところから2022年度から15人になったということは大きいことでした。相談対応だけではなくて、普及啓発にも力を入れることができますようになりました。

子どもの権利の普及啓発にも積極的な相談員も多く、児童館や学校などで積極的に権利学習をしたいという提案もあります。最近は児童館での権利学習は相談員が主導しています。

相談員からの提案もたくさんあるところは「なごもっか」の素敵なところだなと思っています。

(間) 他市と比べると相談員もそうなんんですけど、事務局が正規の市の職員3人についていただいているというのはすごく大きなことだと思います。ここに一緒にいてくださるからこそ分かることもあるし、チームとしてやっていける、予算だととか、広めていくためにどうしたらいいかというのを一緒に考えていただける、というのはとても心強いと思っています。事務局の方が3人いてくださって、ここで学んだことをまた名古屋市の他の部署で多分きっと広めていただいていると思うんですよね。

そういう循環になっていくのは、名古屋市全体の文化をつくるという意味でも大事かなって思ってます。

(川) 事務局の皆さんには本当に独立性を意識していただいているのもありがたいなと思います。

具体的なケースの中には入らないという状態が大事だなと思いますけど、当たり前でやっていただいているというのは非常にいいと思います。

事務局の皆さんの的にはもどかしい時もあるかもしれないけど、と思います、ありがとうございます。

それが「なごもっか」では当たり前になっているので、なかなか日常的に気づかないですけど、何かあった時にこういうのに気づくことになるかもしれないけどね、ありがとうございます。

(事) このテーマの締めとしては、「事務局としては相談員の処遇を改善できるようがんばる」ということになりますね。

(間) ここで言ったらやらないと(笑)

(事) 最大限努力していきたいと思っています。

(事) さて、ここからは、5年間を振り返っての思いや今後の展望について、個別救済、制度改善、普及啓発も含めた社会や文化の変化、の3つの観点からお聞きします。まず個別救済についてはいかがでしょうか。

(川) いくつか担当したケースの中では、子どもたちと一緒に事態を解決していくことができたケースがありました。

子どもを守ろうとして、ついつい大人が出しゃばってしまったり、先回りをしてしまうこともありますうなんですが、子どもが自分でこの人と話がしたいとか、この人なら僕のこと分かってくれるからこの人と話をして来てほしいとかという子どもの気持ちや考えを尊重した調整というのがいくつかできたことは、僕の経験としても良かったなと思います。

子どもそれぞれの考え方や気持ちがあるので、こういうやり方をスタンダードにしては良くないとは思うんですけど、一つの選択肢として子どもに自分でやってみるという調整も用意しておく。子どもの力を信じることは大切ですね。

(吉) 私は支援という観点から個別救済を考えています。それまで権利っていうのはやはり対人支援の全ての基本と思っていましたが、普段の支援ではあまり意識されることは無く、どうしても形式的なものになっていました。人権や権利をベースにした支援を、「なごもっか」に来て初めて意識しながらの支援になっていると感じます。自分が学んだのは、権利は支援を促進する点です。相談に来た子ども自身にも自分のこととして考えてもらうというのは、新たな支援の可能性を教えてくれました。

その一方で、権利が支援を枠付けていくところがあるために、それが行き過ぎると支援が固くなってしまうというか、融通性がなくなっていくような感じを受けることがあります。例えば、“子どもの話を聞きましょう”と「なごもっか」では言いますが、「あなたはどう思うの」っていう投げかけがいいタイミングで行われるときとそうでない時がある。形的には意見表明権、聞かれる権利の機会になっているんだけども、解決を向こうに課してしまう形になっている場合がある。権利の支援での使われ方がマニュアル的な場合に多い気がします。他にも、子どもに聞かないと支援を進められなくなっている場合とか、反対に子どもが言ってきたことはその通りに支援を進めないといけないと思い込んでしまうような場合とかがあるように思います。実際、子どもが求めてくるものの中には、果たしてそれでうまくいくのかなって思うようなときもある。

子どもの権利が支援を枠づけていくのと、支援の観点から子どもの権利をどう生かしていくといった両方のベクトルで個別救済を見ていくことが必要だと思います。最終的にはそのことが子どもの最大の利益になっていくと思います。権利の用いられ方がマニュアル的になっていないか、形式的に権利を使っていないかについて、個別救済機関だからこそ気をつけた方がいいと思います。

(間) 「意見」っていうのが子どもが言ったことだけじゃないんですよね。

意見っていうのはそれこそいろんな事案で、保護者の思いが背景にあって言わざるを得なかったり、自分の気持ちが分からなくなっている子どももいます。だから、「言ったから」というか、「子どもの意見を聞かないと動けない機関」っていうのは違うな、と思っているんですね。最善の利益を保障するっていうのが条例第1条に書かれてるわけですが、その観点から何ができるのかっていうことがすごく大事だと思います。

吉住さんが言っていることが子どもの権利の観点からずれるってことではないと思うし、対立するものではないと思うし、そこは最善の利益の観点から何が考えられるのかということだと思います。でもそれって、私たちが文化としてまさに子どもの権利を持ってないから、相談室の中でもすごく悩んできたことでもあると思います。でも5年間の中で何となくの方向性が見えてきたというか、以前、試行錯誤してたところと、今、試行錯誤しているところはちょっとレベル感が違ってきたかなっていう感じはすごくあるから、それが社会全体になっていくといいなって思います。

(吉) 相談を受ける私たちの中に“子どもに嫌われたくない”っていう思いが強いと言ふべ



きことが言えなくなってしまうと感じる時があります。

(間) でも、電話ってすごい細い糸でつながってるじゃないですか。学校みたいな場所じゃないから、嫌われて電話かかってこなくなると終わりみたいなところが、そこはやっぱりちょっと弱いかなって思いますよね。

(吉) そこら辺の難しさもあると思います。ただ初回だけでなく、継続した面接なんかでも思うんですけど、「子どもがかわいそう」とか「子どもが気の毒だ」とかいうコメントを聞くことがある。そういう相談を受ける側に起こってくる感情の部分を意識しておかないと、相手との距離が置けなくなって、言うべきことが言えなくなってしまうように思います。自分の中ではあまり子どもとかを意識せずに面接してるところがある。大人じゃないんですけど、相手を大人として見るスタンスも大事なんじゃないかな。確かに子どもの発達段階や年齢には配慮しつつも、イーブンな立場で君の話は聞くけど僕も言うよみたいな、子どもだけど子ども扱いしない意識も大事かなって思っています。

(谷) 相談員の話を聞いていてもそうなのですが、やはり今の話を聞きながら思ったのは、「聞いた以上には解決してあげたい」という気持ちが強くなることがあります。解決の主体は子どものはずなのですが、それを自分の視点から「こうなった方がいいんじゃないのか」ということを子どもの気持ちに先行して考えがちだなと思います。

私たち擁護委員もケース会議で繰り返し相談員に伝え続けてきているところですし、自分自身も意識しているところなのですが、やはり子どもの今日の気持ちと明日の気持ちとは、昨日の気持ちも含めて違って当然ということです。最善の利益とはなにか、どうなったらいいかというのを子どもと一緒に考えていくプロセス自体に意味があると考えています。

解決の主体は子どもなのっていうことを、私たちは忘れてはいけないなと思っています。

(間) この前、川口さんと一緒にフィンランドの学校視察に行ったんですけど、その時にピア調停って言って、訓練を受けた生徒が殴られたとか悪口言われたみたいなものを解決するっていう制度がありました。その調停のポスターの中に「紛争の所有権は当事者にあります」って書いてあって、そうだなってすごい思ったんですよね。

いつも大人は良かれと思ってすごく子どもから紛争を奪っちゃうけど、そうじゃないし、さっき谷口さんが言われたように、まさに最善の利益の考え方だと思うんですけど、そこはきちんと押さえながらやれるといいし、それが社会にも広まるといいなって思います。当事者じゃない大人が子どもの紛争を奪っているケースが、課題になるケースの共通項かなと思っているので、それが社会に根付いていくといいなっていうのを思います。

(事) 個別救済に加え擁護委員の大切な役割である制度改善について、お話しいただけますか。

(間) 開設当時からある私立学校についてのご相談が複数ありました。当初は個別救済の案件として動いていたんですけど、新たに相談があったことで、やはりこれは全体の問題だらうということで、2022年に発意した案件があります(21頁参照)。公立だったら教育委員会がそれはまずいんじゃないかということを言えると思うんですけど、私立だとそういう機関が事実上ないんですよね。

子どもの権利擁護機関というのは私立学校の子どもの権利侵害の状況に対して働きかけができる唯一のところなのではないかな、というのがこの5年間で実感としているところです。なかなか行政でこれまで手が届かなかったところも対応できるっていうのは大きな意義なのかなって思っています。

(谷) 私立の幼稚園もそうですね。声を上げにくいような未就学の子どもの権利が守られるよう、権利擁護機関が子どもの声や権利侵害の状況をもとに、改善を促していくというのは大切だと思います。

(間) ご相談を受けていても保護者の方が私立だと言う先がないみたいなことで、困って相談をしてくるということが結構あるので、そこの受け皿にはなっていますよね。

(川) 昨年度は私立高校の入学試験における合理的配慮に関する相談、申立てがありました(20頁参照)。今年度も取り組んでいる課題です。私立高校は必ずしも名古屋市内だけではないので、名古屋市外の私立学校に対して、どのように擁護委員の力が発揮できるのかというところを考えながら、慎重に動かなくてはいけないと考えています。

決して名古屋市の子どもが名古屋市内の学校だけに通うわけではないので、子どもたちが自由に動いて学んでいくという中で、子どもたちがどこで学び、生活していても、子どもの権利が保障されなくてはいけないということを考えると、やっぱり各自治体に子どもの権利擁護機関が設置されることが大事でしょうし、国全体で子どもの権利が当たり前のものだってなっていくことが大事だと思います。

今、きっと過渡期にあるんだと僕は思っています。自治体を超えて調整活動を行うことの慎重さやもどかしさは過渡期の問題だというふうにぜひ捉えたいと思っています。

(事) この5年で名古屋市も含めた社会や法制度で変わったところ、擁護委員にご尽力いただき広がったところがたくさんあるのかなと思っていますが、みんなの受け止めはいかがでしょうか。条例が目指す「子どもの権利を守る文化及び社会を作る」というところに、どの程度足を進められたんだろうかというと、率直にどのような印象をお持ちですか。

(粕) 知っていただき始めたなっていうふうには思うんです。

よく行かせていただくのは学校とかですけども、学校で「なごもっか知ってる?」って聞くと子どもたちは大半手を挙げてくれるし、先生方も最初、「なごもっかって何ですか?」って不安を持ちながらお迎えいただいたのが、最近は「なごもっかさんですね」ということで、受け入れていただいて、権利のお話もスムーズに聞いていただけるようになってきたかなと思います。一般の方々にお話する機会も多くいただけるようになって、生涯学習センターだとか子育て支援の機関の集まりだとかというところでお話をさせていただくと、非常に興味を持って聞いていただけるなど最近は実感をしているので、まさに皆さんのが興味関心を持っていただき始めたんだなというふうに温度感を感じているところです。

(間) 名古屋市は、少なくとも子ども青少年局はちゃんと子どもの権利を広めていきたいから、擁護委員どんどん来てみたいな感覚はありますよね。ただ、今は私たちが行ってるし、私たちがやらなきゃいけない仕事だと思ってるけど、本当は職員さんがそれを外で同じレベル感で話せるようになっていくっていうのが次に大事なことかなとは考えています。

(吉) やっぱり呼んでくださる人や機会が増えました。それ自体すごくありがたい機会と思っているんですけど、呼んでくださった主催者や参加者が、どういう考え方で権利を学びたいと思ってくれているのかがすごく大事だと思います。自分は呼ばれた時に、主催者に冒頭に「どういう意図で子どもの権利をテーマにしたのですか?」って聞くことがあります。その時にちゃんと答えて下さる方と答えに窮する方がいる。今回の権利の話が、相手の中でどの位置づけなのかというのを考えておいていただかないとい、ただ権利の話を聞いておしまいみたいになってしまいます。学校での権利学習も一緒だと思うんですけど、そういう本当の意味での普及っていうのはやっぱり間宮さんの言うようにこれからかなっていう気がします。子どもの権利の話を聞いて、「いい話を聞いた」で終わって欲しくないと思います。

(間) 学校で呼んでくださる先生の中でもすごく意識を持って学校の生徒指導を権利ベースにしていきたいといった話や、毎年呼びたいとかっていう意識的な学校もあるし、そこでまた聞いた先生が他の学校で広めていくみたいなのもちょっとずつ出始めているところでなので、そういうふうにコツコツですけど、広がっていくといいでよね。

(川) 学校なんかはもちろん、僕たちが行くっていうのもそれはそれでインパクトがあつていかもしないけど、先生たちが自分たちで権利学習をやってもらえるようなプログラムができるというなと思うし、そういうところを一緒に作っていくお手伝いなんかはなんかできるんじゃないかなと思うので、ぜひ声かけてほしいなと思います。

(谷) 私も本当に川口さんがおっしゃっていることと同じで、子どもの権利を語るのは私たちだけではないし、私たちの占有物でもないです。擁護委員が子どもの権利の普及啓発をしながら、子どもの権利を守り、普及啓発する大人を増やしていくことが大切だと考えます。学校の教員もそうですし、子どもに関わる大人全てが子どもの権利を人に伝えられる人になるといいと考えています。

(事) ありがとうございます。終わりの時間になりましたので、最後に今後の意気込みや目指すことをお一人ずつお願ひします。

(吉) 委員としては、いつも子どもの権利のことを考えていきたいなと思っているんですが、最終的には子どもの権利が“あなたたち自身のことなんだよ”、ということに子どもに気づいてほしい。自分の問題として捉えて欲しい。個別相談でもそうですし、普及啓発の時もそうですけど、そういうメッセージをいろんな機会を通じて伝えていきたいと思っています。

(川) 子どもの意見を聞いて、子どもの最善の利益が実現できるようこれまでどおり活動していきたいなと思いますけれども、相談員の話もしましたけど、子どもの支援に関わる教員や職員、支援者さんたちの働き方の問題も子どもの権利の保障に大きく関わる問題として関心をもっています。

それぞれの大人が人間らしく働けていなければ、子どももその場で子どもらしく学べない、生活できないのではないかと考えています。大人の権利がしっかり守られることが、子どもの権利を守っていくっていう最低条件の一つだと思うので、もちろん子どものことと合わせて、子どもを支援する大人の問題もしっかり考えていきたいです。

(谷) この間、一時保護所での子どもの権利の普及啓発を行ってきました(40頁参照)。権利が守られにくい状況にある子どもたちへの権利回復というのは、もっともっとやっていきたいなと思っています。私たちはあくまで、ここに来てくれる相談してくれる子たちの困りごとしか知らないわけで、その奥にここにたどり着かない声というのがものすごくたくさんあって、そういう潜在的な子どもの声というのを忘れてはいけないと考えています。

(粕) 「なごもっか」のお仕事、個別救済もあるんですけど、種まきかな、というふうに思うんです。個別救済で関わった子どもにも子どもの権利の種をまき、関係者の皆さんにも種をまくし、普及啓発に行った先でも種をまくんです。

それがものすごいスピードで実がなるなんてことはないと思うんですけど、「なごもっか」が少しでも関わった方々に子どもの権利っていうものがあるんだなって知ってもらっていくことが、これからも課題だろうというふうに思うし、「なごもっか」で職員の入れ替わりがあったりしますけれども、子どもの権利の仲間を増やすっていう意味で、タンポポの綿毛がふわーって飛んでいくのと同じ感じで、遠くまでたくさん飛ばしていくのがお仕事かな、というふうに思います。

(間) 皆さんがいろいろ言ってくださったので違う視点でいくと、2022年にこども基本法ができたっていうのはすごくインパクトが強かったですね。10年くらい前から子どもの権利学習をやっていますが、当時は拒否感がすごく強かった。権利を教える前に義務を教えてくれとか、わがままになるとか、校長先生に言われちゃうみたいな(苦笑)、今も思ってる方もいらっしゃるかもしれないけど、少なくとも正面切って言うのはまずいなっていう、そういう感じになってきた。

子どもの権利条例や子どもの権利擁護機関もすごい勢いで増えてるし、でもそれが流行りになっている部分もあって、本当に子どもの権利のことを考えながら作ってるかっていうと、ちょっと違うかなっていうところもある中で、「なごもっか」が子どもの権利をベースにした子どもの権利擁護機関っていうのをこういうものなんだよっていうのを示し続けていけるといいなと思います。それは名古屋市自体がちゃんと予算かけてやろうって思ってくれるからできることなので、私たちもその期待に背かずやっていけるといいなと思ってます。

今日の座談会で結局みんなコミッショナーの話に戻っていましたが、基本法ができる時にコミッショナーは作りたかったけど、できなくて、でもやっぱり子どもの権利擁護機関やってるとコミッショナーの必要性がわかる。この思いは国に伝えていきたいし、そういう自治体が増えしていくことで国も動いててくれるかな、そうすると、子どもの権利が守られる社会に少し近づいていけるのかなって思うので、やれることは微々たることかもしれないんですけど、さっき柏田さんが言ったみたいに、社会への種まきをしっかりしていければなと思います。

(事) ありがとうございます。この5年で築いた基盤を大切にしながら、さらに「子どもの権利を守る文化及び社会の実現」に資する機関となるよう、擁護委員、相談員、事務局が一つになって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

5年後の座談会での振り返りを楽しみにしています。



IX 資料編 「なごもっか」の沿革

年 月	世界・国の動き	本市の動き
1989 (平成元年)	11月 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約) 採択【毎年11月20日世界こどもの日】	
1994 (平成 6年)	4月 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約) 日本が批准	
2006 (平成18年)	4月	次世代育成支援策を総合的かつ機動的に取り組むため、「子ども青少年局」を設置
2008 (平成20年)	4月	なごや子ども条例 施行
2010 (平成22年)	4月 子ども・若者育成支援推進法※1 施行	
2014 (平成26年)	1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律※2 施行	
2016 (平成28年)	6月 児童福祉法等の一部を改正する法律※3 公布	
2017 (平成29年)	2月 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律※4 施行	
2018 (平成30年)	10月	なごや子ども・子育て支援協議会 子どもの権利擁護機関検討部会から意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領
2019 (平成31年)	3月	名古屋市子どもの権利擁護委員条例 公布
	11月	なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども条例検討部会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
2019 (令和元年)	12月 成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律※5 施行	
2020 (令和2年)	1月	
	4月	なごや子ども条例をなごや子どもの権利条例に改正
	7月	
2021 (令和3年)	2月	
	8月	
2022 (令和4年)	4月	名古屋市子どもの権利擁護委員条例を一部改正
	7月	
	10月	
2023 (令和5年)	4月 こども基本法※6 施行 こども家庭庁 創設	
	7月	
	8月	
	12月 こども大綱 閣議決定	
2024 (令和6年)	2月	
	7月	
	8月	
2025 (令和7年)	1月	
	3月	

「なごもっか」の活動

これまでの申立て・自己発意、提言は、
表IX-1 申立て案件・自己発意案件一覧
表IX-2 提言一覧



名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」開設

「なごもっか」のマスコットキャラクター決定

「なごもっか」のマスコットキャラクター「なごもん」の名前決定

なごや子どもの権利条例 子ども解説ワークショップを実施

専門調査員設置

相談時間の一部延長を開始（木 11時～22時）

「子ども向け活動報告会」開催（第33回愛知サマーセミナー）

「つなぎなごもんず」発足

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：東海学園大学准教授 伊藤健治氏）&なごもっか活動報告会」開催

「子ども向け活動報告会」開催（第34回愛知サマーセミナー）

「あつまれ！つなぎなごもんず！！第1回会議やるよー！」開催

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：日本体育大学准教授 半田勝久氏）&なごもっか活動報告会」開催

相談時間の変更（火・木・金 11時～21時）

LINEによる面談予約を開始

「子ども向け活動報告会」開催（～8月。計3回。天白児童館/青少年交流プラザユースクエア／中川児童館）

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：児童精神科医 吉川徹氏）&なごもっか活動報告会」開催

鶴舞中央図書館でパネル展開催（～2月20日）

つなぎなごもんず作品完成お披露目会開催及びなごもっか公式ウェブサイト等で作品公開

とだがわこどもランドでクイズラリーとお話し会開催

※1 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)

第一章 総則

(目的)第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

※2 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※3 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。

※4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成二十八年法律第百五号)

第一章 総則

(目的)第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

※5 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第百四号)

第一章 総則

(目的)第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦(以下「成育過程にある者等」という。)に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

※6 こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

表IX-1 申立て案件・自己発意案件一覧
 (2020(令和2)年1月14日～2025(令和7)年3月31日)

区分	年度	申立て・自己発意事項	経過
申立て	2019 (令和元)	他児童とのトラブル及び教員による不適切対応に関する申立て	2020.3 調査実施通知 2021.2 調査終結通知
申立て	2020 (令和2)	高校の出席認定に関するルールについての申立て	2020.6 調査実施通知 2023.7 調査終結通知
申立て	2020 (令和2)	教員による不適切対応に関する申立て	2020.9 調査中止通知
申立て	2020 (令和2)	不合理な校則に関する申立て	2020.10 調査実施通知 2023.2 調査終結通知
発意	2021 (令和3)	子どもに関わる機関における児童への対応に関する問題	2021.10 調査実施通知 2023.3 要請 2024.5 調査終結通知
発意	2022 (令和4)	生徒の懲戒処分に関する問題	2022.8 調査実施通知 2024.8 調査終結通知
発意	2022 (令和4)	学校教育における外国につながる子どもの権利保障について	2022.12 調査実施通知 2024.7 調査終結通知
申立て	2022 (令和4)	学校施設の安全確保に関する申立て	2023.2 調査実施通知 2024.5 調査終結通知
発意	2024 (令和6)	学校施設の安全確保に関する問題	2024.5 調査開始通知 (調査継続中)
申立て	2024 (令和6)	私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立て	2024.12 調査実施通知 2025.3 調査終結通知
発意	2024 (令和6)	教員による不適切対応に関する問題	2025.1 調査実施通知 (調査継続中)

表IX-2 提言一覧(2020(令和2)年1月14日～2025(令和7)年3月31日)

年月日	提言先	提言
2021(令和3)年 9月3日	文部科学大臣 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員	生徒指導提要の改訂に関する意見書
2023(令和5)年 1月30日	文部科学大臣 内閣府特命担当大臣	生徒指導提要の改訂版についての所見
2023(令和5)年 10月23日	こども家庭庁長官官房参考事官(総合政策担当)付企画調整係	「今後5年程度を見据えた こども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する意見書
2023(令和5)年 10月26日	中央教育審議会会長 (以下、参考送付先) 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣	子どもの権利を保障できる教員配置を求める意見書
2024(令和6)年 2月16日	名古屋市教育委員会企画 経理課	「第4期名古屋市教育振興基本計画(案)」に対する意見書

○なごや子どもの権利条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 24 号

改正 平成 24 年条例第 44 号

令和 2 年 条例第 24 号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第8条—第13条）

第4章 子どもに関する基本的な施策等（第14条—第19条の2）

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進（第20条—第28条）

第6章 雜則（第29条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人々に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重することを知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができます。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。
- (7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び

責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

- 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。
- 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

（虐待、体罰、いじめ等の救済等）

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

（子どもの育ちの支援）

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり
- (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

（子育て家庭の支援）

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

（子どもの参画の促進）

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

（関連施策との一体的推進）

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一緒に推進しなければならない。

（調査研究）

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

（広報）

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

（総合計画）

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て

支援協議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第 21 条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聞くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第 22 条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第 23 条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 24 条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第 25 条 協議会は、委員 35 人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。

- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第 27 条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

- 2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができます。

第 28 条 第 23 条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雜則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年規則第 117 号で平成 20 年 9 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により策定されている計画は、第 20 条第 1 項の規定により策定された総合計画とみなす。
（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止）
- 3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和 33 年名古屋市条例第 20 号）は、廃止する。
（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置）
- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 24 年条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）
- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。
 - (1) 名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年名古屋市条例第 60 号) 第 2 条
 - (2) 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 58 号) 第 2 条の表
 - (3) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年名古屋市条例第 100 号) 第 2 条の表
 - (4) 名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成 30 年名古屋市条例第 8 号) 第 3 条
 - (5) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 57 号) 第 2 条の表
 - (6) 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年名古屋市条例第 59 号) 第 2 条

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

平成 31 年 3 月 27 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員は、第 1 条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第 4 条 委員の定数は、5 人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第 5 条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第 6 条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第 7 条 委員のうちから代表委員 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第 8 条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(令 4 条例 17・一部改正)

(委員の責務)

第 9 条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第 10 条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第 11 条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第 12 条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となつた事実が市内で生じたものに限る。)

(調査及び調整)

第 13 条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、

調査を行わなければならない。

- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第 14 条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
- (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
- (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
- (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)。
- (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。

2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第 15 条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第 16 条 委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第 2 項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を

付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第 17 条 委員は、前条第 2 項又は第 4 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第 18 条 委員は、第 15 条第 1 項の勧告若しくは同条第 2 項の要請をした場合又は第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前 2 項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第 19 条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和元年規則第 25 号で第 1 条から第 9 条まで及び第 20 条の規定は、令和元年 9 月 1 日から施行)

(令和 2 年規則第 1 号で第 10 条から第 19 条まで及び附則第 2 項の規定は、令和 2 年 1 月 14 日から施行)

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和 4 年条例第 17 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和2年1月10日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第2条 条例第12条第1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第3条 委員は、条例第13条第4項又は第5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第4条 条例第15条第1項の規定による勧告は勧告書（第3号様式）により、条例第17条第2項の規定による再勧告は再勧告書（第4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による要請は要請書（第5号様式）により、条例第17条第3項の規定による再要請は再要請書（第6号様式）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第18条第1項又は第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
 - (3) 報告の概要
- （令6規則84・一部改正）

附 則

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和2年規則第123号）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和6年規則第84号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(その1)(第3条関係)

子どもの権利侵害に関する申立書		年 月 日	調査実施通知書
(宛先)名古屋市子どもの権利擁護委員		住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	名古屋市子どもの権利擁護委員 名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。
名古屋市子どもの権利擁護委員条例第12条第1項の規定により、次のとおり子ども権利侵害に關し、申立てを行います。		申立ての概要	調査の内容
住所 氏名 生年月日 申立て人の関係	住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	申立ての内容	備 考
侵害を受けた とされる者	侵害をしたと される者		
事案の概要	その他参考となる事項		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(その2) (第3条関係)		年 月 日	第 年 月 日 号
調査実施通知書		勧告書	
住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	名古屋市子どもの権利擁護委員 印	所 在 地 名 代表者氏名	名古屋市子どもの権利擁護委員条例第15条第1項の規定により、次のとおり勧告します。
発意の理由	調査の内容	勧告の内容	注: 条例第18条第1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。 備考: 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
			備 考

第4号様式(第4条関係)

再勧告書	第 年 月 号
所在地 名 称 代表者氏名	名古屋市子どもの権利擁護委員 条例第17条第2項の規定により、次のとおり再勧告します。
再勧告の内容	再勧告の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式(第4条関係)

要請書	第 年 月 号
住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	名古屋市子どもの権利擁護委員 条例第15条第2項の規定により、次のとおり要請します。 名古屋市子どもの権利擁護委員条例第17条第2項の規定により、次のとおり再勧告します。
要請の内容	要請の理由

注 条例第18条第1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式(第4条関係)

第 年 月 日	号
再要請書	
住 所 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	名古屋市子ども権利擁護委員条例第17条第3項の規定により、次のとおり再要請します。
再要請の内容	再要請の理由
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

【「なごもっか」までのアクセス】

地下鉄東山線・名城線「栄」駅
名鉄瀬戸線「栄町」駅

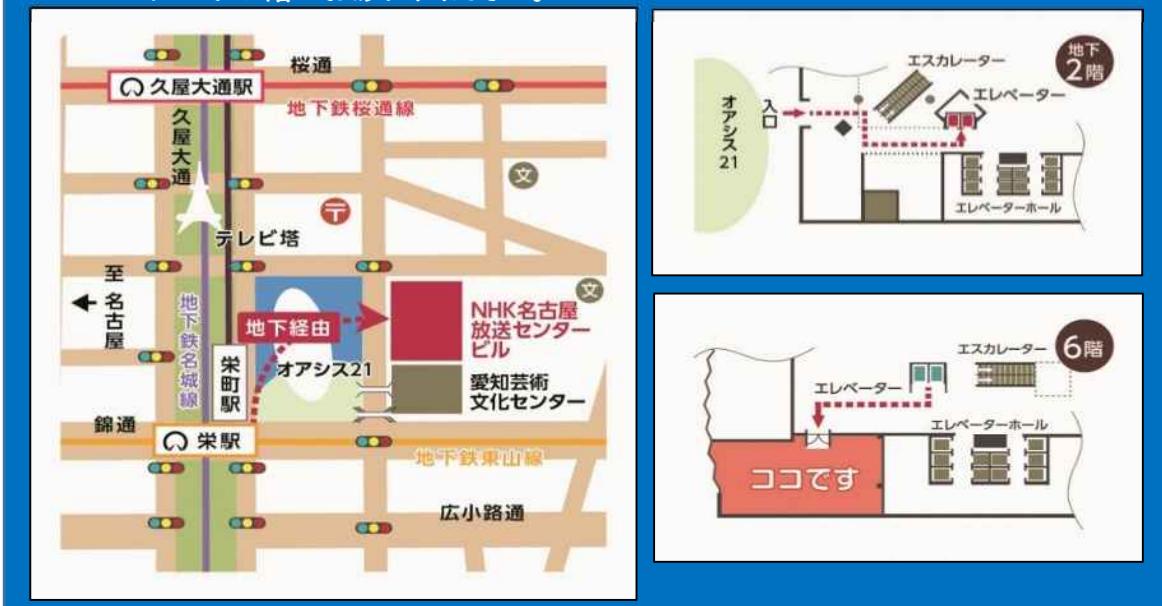
オアシス21経由 徒歩3分

駅からの地下を使ったアクセス方法

- ・栄駅からオアシス21「銀河の広場」に出ます。
- ・広場をはさんで栄駅と反対側の方向に進むと、NHK 名古屋放送センタービルにつながる通路があります。
- ・通路を通りぬけると、NHK 名古屋放送センタービルの地下 2 階に到着します。

オアシス 21 を通り、NHK 名古屋放送センタービルの地下入口へ。

エレベーターで 6 階へおあがりください。



【「なごもっか」相談専用電話】

はなし きくよ

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

○「なごもっか」公式ウェブサイト



○公式X

@NagomokkaNagoya



2024(令和6)年度 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか 活動報告書

発行:名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

住所:〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK 名古屋放送センタービル6階

電話:052-211-8071(事務局) FAX:052-211-8072





この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。